

令和5年

第4回忠岡町議会定例会会議録

開会 令和5年12月5日

閉会 令和5年12月21日

忠岡町議会

令和5年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月5日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		住民部長	谷野 栄二
	明松 隆雄	住民部次長兼生活環境課長	
健康福祉部長	泉元 喜則		新城 正俊
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田 健二

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は、成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、令和5年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和5年第4回忠岡町議会定例会議事日程（1日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	一般質問

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申出があります。

発言を許します。

町長（杉原健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和5年第4回忠岡町議会定例会の開会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

現在、空調工事のため本日も暖房を使用することができませんが、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、今年はクラブ創設29年目でヴィッセル神戸が初めてJ1リーグ優勝を、またプロ野球ではオリックスバファローズと阪神タイガースの在阪球団による日本シリーズとなり、対戦の結果、阪神タイガースが38年ぶり2度目の日本一に輝くなど、関西強し、今年は関西イヤーと言われるなど大いに盛り上がりを見せました。来年もぜひ関西のためにも優勝、日本一を目指して頑張ってくださいと思います。

また、本町では先月、町民グラウンドから新浜緑地に場所を変え、商工カーニバルが開催され、入場者が過去最高の8,000人程度となるほど大いに盛り上がりを見せました。地元出店者の売上げは当初見込んでいた額には及ばなかったようですが、本町の魅力アップに大いに貢献していただいたと考えております。町外から来られた方々は、また来年もお越しになられることを期待するところであります。

本定例会には、町組織見直しに伴う関係条例の一部改正案、人事院勧告に伴う一般職員の給与に関する条例の一部改正案や一般会計補正予算などの議案を上程させていただいております。どうかご賛同、ご可決いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶と代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、10番・尾崎孝子議員、11番・勝元由佳子議員を指名いたします。

議長（北村 孝議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は、本日より12月21日までの17日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月21日までの17日間と決定いたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

監査委員、河瀬成利議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

監査委員（河瀬 成利議員）

おはようございます。例月出納検査について報告いたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和5年10月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員、河瀬成利。

議長（北村 孝議員）

これで、諸般の報告を終わります。

議長（北村 孝議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

まず初めに、三宅良矢議員の発言を許します。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

無所属の会、三宅です。一般質問させていただきます。

まず初めに、忠岡町地域包括支援センター運営委託先の募集に、どこも手を挙げてくれなかった問題につきまして質問させていただきます。

さきの委託募集に際しまして、最終的にどこも応募に応じていただけなかったということですが、この結果をもって、今後の民間委託について行わないということは、僕もともと公の地域包括支援センターというところに勤めておりまして、専門家でもありますので、その視点で見れば、住民サービスのメリットの面で言えば、残念な結果であったと思います。このことに関しまして、以上を踏まえまして、以下のように質問させていただきます。

まずは、当面は忠岡町直営が続くと思われませんが、今後も継続して委託先を探していくことになりそうですでしょうか。お答えください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今回、地域包括支援センターの委託に踏み切った理由といたしましては、休日・夜間など勤務時間外での対応、今後予測される保健師、社会福祉士、主任ケアマネなどの専門職の確保、また人事異動による専門職の技術の低下及び継承の困難などの懸念を避けるために、委託に向けての準備をいたしてまいりました。

結果として応募には至りませんでした。今後、原因を究明し、再度委託に向けて、提案できるかどうかも含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

この確認となりますけど、直営を続ける可能性もあると、委託ありきでもないということも含んだ回答ということではよろしいでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

そうですね。直営、委託、両方の線で検討してまいりたいと考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

2 つ目の質問に移ります。

結果としてどこも委託に手を挙げなかった理由ですね。それはどのような要因があると考えておられますか、お答えください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

現段階におきましては、原因を究明しているところでございます。詳細につきましては、お示しできる時期が来れば報告していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

その要因に付随してくるものということで、手を挙げてもらうためには、3 点目の質問なんですけど、条件の変更等については必要になってくるかなと思いますが、そのことについては検討されていくのでしょうか。お答えください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

条件の変更につきましては、介護保険法に基づく総合相談支援業務や権利擁護業務、また専門職の確保など厚生労働省からの地域包括支援センターの設置・運営についての通知で定められたもの以外で、条件変更が可能な範囲であれば検討してまいりたいと考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

今回、法人格も社会福祉法人、医療法人とか限定したとかもありますし、また今後、その門戸を拡大するのかどうかも含めて、来年から予防プランも直でケアマネが持てるように変わるじゃないですか、9期から。そういったこともあるんで、そのような部分も含めて、しっかりと事業所さんからのヒアリングも果たしていく中で検討していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、歩行者の安全確保の増進について質問させていただきます。これはピンポイントの箇所です。場所については、馬瀬2丁目のアステージ前の横断歩道です。あそこって前後150メートル以上が見通しのええ直線なんで、また、あと出勤・通学で泉大津から岸和田の動線にもあそこを歩いていく方と、あとまた、朝、中学生があそこを歩いて行く方が多くて、今奈良議員が毎朝、あそこで30分、40分立っていただいているんですけど、そういったことで、なかなか横断歩道というものはありますが、暗がりによっては見通しがすごく悪いですし、去る令和5年、ここに書いてるんですが、11月7日の4時、5時に、個人的にそこの花屋さんの横にちょっと隠れて立って、信号機で詰まるときがあるんですけど、そのときは除いて、赤表示によって車が詰まるときあるんですけど、そのときを除いて横断歩道で何台、車止まるかなって、じいって見てたんです。人がおるとき、自転車があそこ立ってるときにね。1時間に3台しか止まれへんかったんですよ。

一応、駐停車せなあかんという前提で、僕もやってしまうこともあるんですけど、数か月前には同じ場所において深夜に事故が起きて、単車のほうが骨折するという、結果としては大事には至らなかったんで良かったという結果なんですけど、そういった部分で踏まえると、あの場所は大変危険かなと思いますので、押しボタン式の信号の設置は必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

信号機の新設につきましては、信号機設置の指針として、警察庁が全国的な基準を定めております。その中に、必要条件などが決められておりますので、まずは該当箇所に信号機を設置できるかを所轄警察と協議してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

確認なんですけど、その協議というのは、物理的にあそこが設置可能かどうかという協議であってということですよ。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

そのとおりでございます。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その物理的に設置可能となれば、どのような手法をですね、流れとして要望されていくのか、お答えください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

泉大津警察署交通課によりますと、個人や議員から要望されても、最終的に町として本当に必要なかを判断してもらうので、町からの要望が望ましいということでございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これでね、町から要望として、あそこがふさわしいかどうかという段階に行けるかどうかの前の段階からまず着手していただくということなんで、その段階に至れば、またそれはそれで僕も動かしていただきたいなと思っております。

これまであその場所について何かそういうことは、結構車があって、人もばんばん通って、危ないなと思うこともあったんで。しかも、大型トレーラーの牽引が横の会社の

ところに、一、二時間に何台かぼんぼん乗り入れたりしてるんで、結構あそこも危険とは思えるような場所になってきてると思うんですけど、実際問題、その辺の要望、改善についての要望等は今までありましたでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

これまでの改善等の要望につきましてはですね、過去においてはあったものということで聞いております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

あったということなんで、変わってなかったというのは何でなのかというところを突き詰めていくと時間がかかるんで、この質問でとどめさせてはいただいておりますけど、できればそういった形で確実な安全確保に努めていただきたいなという願いを込めまして、次の質問に移ります。

障がい者の作業委託の範囲拡大を通じた就業機会の確保について質問させていただきます。

忠岡町より就労支援作業所に向けた業務委託の内容は、袋詰めとか、忠岡町のあれですね、小さいやつとかに限られていて、金額も年間10万とか、その程度であって、障がいの工賃として当てはめるとあまり大きくないと。ほかの市町村やったら、公園とか公道の清掃委託ですね、あと落書き消し等に委託を行ってるところもありますし、イベントの何か受付とか、そんなところにも何か委託してるところもあるって、最近やったら聞きます。

忠岡町、そういったのも含めて、忠岡町としては落書き問題は結構やっぱり続いていますんで、なかなか、じゃあペンキの塗り替えをいきなりやってくれって言えば、そういうのは難しいかもしれないですけど、本格的なものでなくて、除光液で丁寧に消していって下さいねみたいな、落書き消しの落としの作業ですね。慣れば容易に取り組んでいけることになると思うんですけど、そういった形で就労支援作業所などに委託の拡大はできないでしょうか。お答えください。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

さきの決算審査特別委員会でもご答弁させていただいたかと思っておりますけれども、まずは議員お示しのような作業を引き受けてもらえる作業所などが忠岡町内にあるかどうかを調

査してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

その調査というところにちょっとお聞き、確認したいんですが、よくこれは各事業所に個別に調査していただけるのか、例えば障がい者協議会とか各連絡会みたいなものがあるじゃないですか。そういうところに投げかけて尋ねますみたいなものか、どちらの方向を取っていただけるのか、お答えください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

業務委託する際にはですね、個別事業所をお願いするということになると思いますので、それぞれ個別の事業所に問合せをさせていただきたいということで考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

はい、ありがとうございます。忠岡町内に数もそんなにめっちゃくちゃ多くないので、1軒1軒、ちょっとそういった手間はかかるかと思いますが、実行していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、空き家問題について質問させていただきます。

去る令和5年6月14日に改正、公布されました空家対策の推進に関する特別措置の一部を改正する法律を受けまして、この5年12月13日よりこれが施行されます。これを受けまして、国土交通省がこの11月に空き家等の措置に関するガイドラインというものを策定されました。私も一読はさせていただいたんですが、それを受けまして、本町についての対応をお聞きします。

法的、税制的、住民対応などの担当となる部署は、横断的な対応を必要とされることになると考えますが、本町におきまして対応部署はどこになるのか。今後、機構改革を進められると思いますが、そのときにはどこの担当部署になるのか、お答えください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本件につきましてはですね、空き家の対応になりますので、まず窓口といたしましては産業建築課、私どものほうでお受けさせていただきます。また、管理不全空き家で勧告を受けた場合の固定資産税の特例の解除につきましては、税務課になります。

機構改革による組織の見直しが行われますと、窓口は同じく産業建築課に、固定資産税の特例の解除は税務会計課ということになりますので、よろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

法律改正されてまだ間もないですし、ガイドラインも出てそんなに間もないので、なかなか忠岡町として、いきなりこの単独行動するのは難しいとは思いますが、国・府が多分間違いなくガイドラインの整備していくと思いますので、忠岡町としてこのガイドラインの整備はどのように予定されているのか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

国・府、または他市町村の指針などを参考に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。住んでない家で、これまで崩してほしいけども、崩さざるを得ない、崩すほうが金かかるし、家を建てといたら、放つといても、別に固定資産税、年間五、六万払ったらええんやという感覚が、それがまあまあ固定資産税が20万、30万になることで、四、五年置いとくだけで崩し賃とイコールになってくるということが、今後そういうことを踏まえて、やっぱり町なか、僕なんかもポスティングで全ての道を歩いているんで、どうしても住んでない家の屋根とか壁とかって、どうしても膨れたり、ちょっと

した圧でボーンって落ちてきてもおかしくないなというところもやっぱりあるんで、でも今の現状はどうしても本当に勧告して、崩せと、行政代執行レベルまで行かないとできないというのが、やはり現状が大分緩和されたということなんで、これはぜひともしっかりと進めていただきたいなと。横断的に町として進めていっていただきたいなと思いますんで、何とぞよろしく願いいたします。細かい部分につきましては、また協議させていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ごみ処理場の効果額の試算についてご質問させていただきます。

決算委員会におきまして、同会派の松井議員より同内容の旨の質問をさせていただきましたが、回答では試算については協議中ということとされました。ただ、来年度から現状の焼却場の火を止めることが決まっている中で、試算が出てこないという、今の段階をもって試算が出てこないということは、予算委員会の方向に向けて、今後の財政的影響に対する議員それぞれが判断する根拠を損ねて、ひいては審議に対する判断的根拠が不確かなままで議会に判断を仰ぐということにつながれへんかなということで、僕は大変危惧しております。僕は何よりも財政面、企業の税制面、企業の経営がちゃんと忠岡町が思っているようにやってくれるのかということが気になるところです。住民に対する説明責任を果たすことができるように、早期に、簡易でもいいですので試算をして、忠岡町としての財政的見通しを示すべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城住民部次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ご質問にありました（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携事業につきましては、令和6年度から令和14年度末までの期間は忠岡町で発生した一般廃棄物について、現在建設中の中継施設でごみの積み替えを行い、三重県の最終処分場で処理する予定となっております。

その後、約30年間については、一般廃棄物と産業廃棄物を混焼する（仮称）地域エネルギーセンターで、忠岡町の一般廃棄物を処理する委託契約を締結し、ごみ処理を行う予定でございます。

次年度からはごみ中継処理が開始することから、現在、それに伴う予算調整を進めております。次年度予算に係る具体的な数値については、この場でのご説明は控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

このことは、まあ次年度から大きく事業内容はね、忠岡町全体の事業としても大きく関わることになると思いますし、予算審議の場においても、いきなり予算委員会です。その前の1週間、10日前に、「はい、これ資料です、どうぞ」と言われても、「えっ、この時点で出すの」ということが、それはやはり違うと思ってますんで、内容についても予算審議することは、それだけをもってするというのはやっぱり難しいんで、できるだけ早いことの試算を示していただきたいと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

ご質問について、予算審議に先駆けて、次年度、令和6年度ですけども、予算の内容についてご説明できる場を設けられるよう検討、調整いたします。また、長期的な財政見通しにつきましては、財政部局より予算審査の場でご説明させていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

できれば1月とか早いうちに示していただきたいなと思いますし、別にそれはごみの委員会の場でもいいですし、そうでなくても議員って基本的には招集されたら行かなあかん責務を負ってますんで、そういったことを踏まえて。で、何度も言うようですけど、この令和10年末という期間ではなく、ほんまに45年までが1クールやと思ってますんで、その期間を見通せる内容であっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、防草シートの大津川左岸線の道路沿いにおきます敷設拡大について、ご質問させていただきます。

担当課の方には個別にも質問させていただいたんですが、つい最近やっど、黒色なんですけど、耐用商品、これまで大体10年やったんです。それが20年物が出てきました。2メートル×50メートルの製品で約3万円という、その商品はそういう金額で、その内

容でした。忠岡町でいえば、大津川左岸線ですね。距離でいえば大体2キロから3キロ程度の敷設エリアやと思うんですが、大体年間10万から20万かけるだけで、10年以内には完了しながら更新していけるというものやと思いますので、どうしても夏の繁茂期なんて、あの道を走ると大体車がパパパパーンって、大体草とタッチを交わしていくということになりますが、そういったところのぎりの沿いだけでもいいんで、毎回ずっと言うてることなんですけど、そういう計画を持って敷設することはできませんでしょうか、お答えください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

防草シートにつきましては、さつき通りの一部や馬瀬の側堤などにおいて使用しており、活用場所の拡大を図ってまいりたいと考えております。

議員ご質問の大津川左岸線につきましては、雑草による見通しの悪化、虫の発生など通行及び住環境への影響があることは承知しておりますので、防草シートを活用してまいりたいと考えておりますが、道路及び河川構造物に対する安全面など確認したいことがございますので、今すぐとはなりません、計画性を持たせ、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。東3丁目の土手のポーンと盛ってるようなストレートの道にある、盛ってあるようなところだけとかでも、そうすれば、今、委託の予算が出てくると思うんですけど、そういったところが省力化していけば、ほかでそんだけ回してくれる可能性もありますし、委託費の軽減にもなるのかなと思いますし、この予算をかけることによって。そういったことで、できるだけちょっと、景観もありますけど、まずはそういったことを進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、入札参加事業所の拡大促進につきまして質問させていただきます。

さきのグラウンドの改修の例を挙げさせていただいたんですが、トイレやプレハブなどの物品購入について、設計業務で示された寸法以外の製品は、これちょっと、僕も最終確認したらちょっと違うところもあったんですけど、基本は同一品ですということではと。物品購入についてね、設計業務で示された寸法以外の製品を同一品以外認めへ

んという回答をされたら、結局その後、企業間の商慣習にもあると思うんですけど、様々な影響で見積りが延ばされるとか、その製品に関してなかなか迅速に行政が考える対応をしてくれなかったりもします。そういったものを含めて、行政がその厳格化された、要は規格を厳格化すればするほど、元から取引があるような企業が有利となって、後手に回る企業ですよね、ふだんから取引のない企業は、見積り自体の返事とか、そんなにも遅らされたりすると。そういったことで、新しい企業の参入が阻害されるなどの可能性も出てくるし、そういったことを含めれば、公明正大な入札を促すために改善が必要と考えることはたくさんあると思います。それを踏まえまして、この3点、質問させていただきます。

同一品や同一規格で指定するのではなくて、同等品、同等企画内などでくくることによって、入札企業の提案の可能性を広げていくべきではないでしょうか。1つ目。

2つ目です。設計業務委託についてもその方針を取り入れて、遵守し、対応できるようにしていくべきではないでしょうか。2つ目です。

3つ目、入札監視委員会として、このような部分の指摘や意見はないものでしょうか。また、このような議員より疑義があった場合は意見を求めることはできないのでしょうか。3点まとめてご回答ください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今回の町民運動場建築及び解体工事等におきましては、担当課に確認をいたしました。が、同一品や同一規格等の指定をしておらず、同等品などという仕様書を基に入札を行ったと聞いておるところでございます。

なお、本町においては、物品購入等を初めとする入札に係る仕様書は、同等品を認めていないわけではなく、相当の理由がない限り同等品を可能とする運用を行っているものがございます。設計業務委託等におきましては、発注の手法を精査するなど適切に対応を行っている状況でございます。

また、入札監視委員会でこのような部分の指摘等につきましては、物品購入に係る案件で仕様書に同等品の可能の記載があるが、その同等品の型番等も併せて記載するほうが分かりやすいとの旨のご意見を頂いたことはございます。

なお、入札制度におきましては、入札監視委員会に対しご意見等がございましたら、事務局へご相談いただければ、必要に応じ対応させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

これの、先ほど同等品は可能という回答があって、そこはちょっと気になる部分で、確かに同等品可能という回答はされたそうなんです。ただ、この商品はいけるのかどうか、イエス・オア・ノーで答えてくださいと言われたら、同等品は可能ですという回答しかくれなかったという。分かりますか。これ、同等品ですというので範疇を拾うじゃないですか。じゃあ、いざやるときに、「いや、これ、同等品の範疇と違いますよ」って言われたら、その入札、落札した業者は負担しないけないリスクって出てくるわけですよね。窓口では必ず、じゃあこの商品はいけるのかどうか、イエス・オア・ノーで答えてくださいと言われたら、イエス・オア・ノーで答えるべきやと僕は思ってるんで、ちょっとその辺が疑義として、今回、質問の前提で受けてしまったんですけど、同等品可能という、まだふわっとした回答ではなく、この製品はいけるのか駄目なのか、イエス・オア・ノーで。

また、その回答がやっぱり4日、5日かかったそうなんです。土・日挟んだら、またプラス1日、2日かかる可能性もあるわけじゃないですか。今回、入札期間16日間やったんですよね。16日で6日、7日つぶされたら、じゃあ、いきなりその状況を聞かされて、じゃあ見積書を立てようかというときに、絶対に時間かかるし、もうリミット短いわけじゃないですか。そういうことを考えるんやったら、もっとその期間を長くするのか、もしくはその回答の期間を原則2日以内にしますと。土・日挟んだら、その翌日にしますぐらいの仕組みは必要やと思うんですけど、ちょっとその部分についてご見解をお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘いただいたことにつきましては、今後も仕様書において同等品可能とするものを明確に、さらに分かりやすくなるよう記載し、納期限等におきましても十分確保する中で適切に対応してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

また見せていただきますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

呈祥会・大阪維新の会の河瀬です。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。

まず1つ目は、本町のK P Iについて。K P Iとは、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することです。そこで、忠岡町として予想を超える人口減少の中、「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまちただおか」に向けての、総合計画並びに重点プロジェクト、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各事業の取組に当たってはK P Iを用いた行政評価を行っておりますが、各事業の見直しや予算、人員配置等に活用されるなどの効果的な進行管理が行われているかどうか、お示してください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員仰せのK P Iにつきましては、行政の目標を達成するための指標であり、この進捗状況をやはり定点観測することで、総合計画にございます7つの基本目標、17の基本方針を達成し、最終的な将来像である「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまちただおか」を達成することができるというものであります。

毎年、K P Iの進捗結果を参考に、目標達成に向けてどの点に工夫が必要なのか、どのような事業展開が必要なのか、どのような人員配置が必要なのかなどにつきまして、各担当課、企画・財政・人事担当課で活用されている状態でございます。

計画につきましては、効果検証会議の意見も踏まえる中、必要に応じて見直し等を行うとしております。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

そもそも総合計画の立て付けについて改めて確認したいと思うんですが、こちらの第6次忠岡町総合計画があるんですけども、こちらの109ページとかですね、いろいろKPIというか、目標がありまして、いろいろ、小さなまちだからこそできる未来応援プロジェクト、結婚、出産、子育て等出てるんですけども、出生率とか、2026年には予測として126人とかいうふうにもいろいろ出ておりまして、この辺の目標達成率というのは、目標をつくるというのは簡単な話だと思うんですけども、やはりこれを達成するためにですね、どういうふうな形でこういうふうな計画を行っているのか、ちょっとお聞かせください。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員ご承知のとおり、総合計画はやはり総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針であり、2021年度から10年間の展開すべき施策の方向性が示されたものであります。各課の事業展開につきましては、総合計画の基本構想に基づき設定されるとしております1から27の基本施策を意識しながら、常に事業推進を図るとしております。

KPIの設定項目は、総合計画で81項目、議員申されました重点プロジェクトのまち・ひと・しごと創生総合戦略で13項目の、合計94項目が設定され、進捗の明確化を図りながら、KPI達成の有効な事業推進に取り組むとし、結果、先ほど申しました「つながる つどう 人を育む 日本一小さなまち ただおか」の実現が図れるとしております。

また、各施策のKPIを初め、人口減少や魅力あるまちづくり推進に関し、重点プロジェクトを設定し、いわゆる第2期忠岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた項目について、産業、教育、金融、労働などの外部委員による意見を頂いているところです。よろしくお願いたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。その中でですね、魅力あるまちづくり、住んでみたいまちとしての魅力を発信するための施策について、例えばごみ袋の無料化とか、単身者やシングルファミリーへの支援等のようなことも考えられないのかなと思うんですが、その辺のところお答え願えますか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

K P I の向上に資する事業につきましては、毎年の実施計画の中に位置づけられるもので、外部委員のご意見を初め、日頃より議員皆様や住民皆様からの様々なご意見、ご提案を頂く中で、各担当課において調査研究の上、K P I 向上につながる実施計画として位置づけられるものと認識しております。

引き続きまして、総合計画の目標達成や議員仰せの人口減少対策、魅力あるまちづくりの推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございました。忠岡町を良くしようと思って、いつも一般質問させてもらってますので、その目標達成に向けて頑張ってくださいと思います。

2 つ目の質問です。本町のごみ処理施設について質問いたします。

本町のごみ処理方式については、調査等を行った結果、公共と民間事業者が連携してごみ処理事業を行う公民連携方式として行っていくことが、議会においても（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定の締結について、審議、可決されました。現在、事業が進められております。そして、新たなごみ処理方式について、これまでの取組の経過、そして現在の状況等について整理していただき、総括された上で、今後の取組ですね。スケジュール等、及び住民への周知、説明等についてどのようにお考えか、お示してください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業に関するこれまでの取組についてですが、令和6年4月以降のごみ処理方式につきまして、令和3年度から先進事例として公民連携によるごみ処理手法を検討材料に加えて、実現可能性等について調査、検討を行っ

てまいりました。

議会に対しましては、令和4年5月10日に、令和3年度の検討結果として基本構想の報告、6月29日には廃棄物処理基礎調査の中間報告をさせていただき、8月24日にごみ処理方針についてご説明をさせていただきました。

その後は、ごみ処理施設調査特別委員会が設置され、第1回を9月13日、第2回を9月20日に実施いたしまして、忠岡町単独処理方式、広域処理方式、公民連携方式の3案について比較を行い、総合的な観点から公民連携によるごみ処理方式を優先事業方式として、今後のごみ処理方針についてのご説明をさせていただきました。

以降は、公民連携事業者の公募を行うとともに、9月12日にふれあいホールで住民説明会を実施し、11月7日から22日においては、町内10か所の自治会館に赴き、住民説明を行ってまいりました。

その後、令和5年1月に公募手続により選定された事業者と公民連携の基本協定を締結することについて、議会の議決を頂き、同年2月8日付で（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定を締結いたしました。

また、令和5年度においては、令和5年4月24日に中継施設実施協定を締結し、協定事業者によりし尿処理場が解体され、現在については第4回から第6回の特別委員会においてそれぞれご報告させていただいております。

ご質問の住民への周知についてであります。令和6年4月1日の中継施設オープンに併せて、ごみの直接搬入に係る手続などを整理いたしますので、施設の概要や持ち込みの際の手続等について、年明け2月、3月をめぐり、町広報紙、町ホームページなどの媒体を用いて、施設を利用される住民の方に分かりやすく周知してまいります。

以上でございます。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1番（河瀬 成利議員）

これまでの経過等、改めて答弁、説明があり、今後の流れ等についてもよく分かりましたが、今回改めて整理する意味も含めて質問したのは、今回、議会のほうにも請願が提出されておりますが、私の周りの住民さんからですね、大気汚染についての問合せ、そもそもまだ公民連携による新施設については決まっていないのかとかという問合せ等が結構あるんですけども、今回一般質問で取り上げさせていただきました。私は、いろいろな考え方等があるので、反対についてどうのこうの言うことはありませんが、本事業については議会においても議論があったところですが、ごみ処理費用を削減できるということや、環境への影響についても法を遵守することで安全性が確保できるということで、町としても

メリットが大きいということから、議会でも賛成多数とされたと考えております。

先ほどの説明があったように、各地区等で説明会の実施や、公民連携の基本協定締結についての議会での議決については、執行機関の町の判断のみに委ねるのではなく、住民の代表である議会議決権が果たされたということについては、住民自治ということから意義のある議決であったと思っております。

本年改正されました自治法にも、「地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を決議し」と規定され、議会の議決が団体の意思を決定していることが明示されました。また、住民から議員が負託を受けていることの重さについても規定されております。

これらのことから、新しいごみ処理施設についての公民連携の基本協定締結に当たり、議会での議決については住民自治ということからの意義がある。また、議会としての責任の重さを感じているところでございます。

今後、事業が予定どおり行われていくよう引き続き調査研究し、住民の負託に応えていく必要があると考えております。また、私自身も住民の皆さんに理解をいただけるよう、いろいろな機会を通じて情報等を発信していきたいと思っております。

そこで、再度質問ですが、今後、事業について進捗状況や必要事項等について、議会だけではなく住民の皆さんにも周知徹底していただくことと思いますが、例えばホームページ、そして広報について、ごみ処理施設については、これまでの経過や、将来こういうふうになりますよなどと掲載されてはなかなかないと思うんですが、もちろん新しい施設については少し先になりますが、（仮称）忠岡町地域エネルギーセンターの概要ということで、文字だけではなくイメージ図なども住民に発信していくことで、住民さんにより理解され、また将来に向け安心されるのではないかと思います。その辺りも含めてこれからの住民さんに対する情報発信等についてどのように考えておられるのか、再度お答えください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

先ほどの答弁のとおり、現在は事業者において中継施設の建設を行っている段階でありまして、一定、施設の概要や運用について整理ができ、ご説明できるタイミングとして年明け2月、3月をめどとして周知を検討しております。

ただいまのご質問は、事業全体あるいは新施設のイメージについて分かりやすい住民周知が必要であるといったことかと存じますが、事業全体の流れやイメージにつきましても、分かりやすく工夫を行い、事業の進捗に合わせて周知してまいります。また、新施設のイメージにつきましても、環境アセスメントや建築の許認可などの手続を通して、姿形

を明確化していくことになろうかと思しますので、設計等の進捗と併せて周知してまいります。

以上でございます。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

どうもありがとうございます。今年の8月にですね、三重県の三重県中央リサイクルセンターですか、議員皆さんで視察に行っていました。そのときにちょっと、今までずっと近所の住民の方とか、大丈夫なのか、CO2が出るのか、いろいろそういうふうな質問を受けてですね、そのときに、その業者の人に私ちょっと質問させていただきまして、そのときはどういうふうに説明したら一番納得してもらえるかといったときにですね。やはり2つあると。

2つ。その1つが、2009年以後、そういうダイオキシンとかCO2の削減というのは国の規定どおり、大阪府の規定どおりにしか必ず出せない。そして、もう1つは、そもそもそこで働いてる人たちが言うのには、「そんなもの出とったら私ら働けませんよね」というふうな答えがありまして、やっぱりおっしゃるとおり、実際やってる人たちはなかなか芯を突いたところで質問に答えていただいたというふうに思っています。その辺のところ、やっぱり納得いくように、住民の方が納得いくようにですね、我々はこういう説明を受けたり視察に行ったりして結構できるんですけども、その辺のところをもうちょっと周知徹底していただいて、頑張ってもらいたいと思います。

3つ目の質問、よろしいですか。

議長（北村 孝議員）

答弁よろしいですか。

1 番（河瀬 成利議員）

答弁、もうよろしいです。

3つ目は、ふるさと応援寄附金について質問させていただきます。

本町のふるさと忠岡応援寄附金については、令和3年度、令和4年度と寄附金額が減少傾向にあると思います。本事業については、財源確保だけでなく、全国に日本一小さなまち忠岡町の魅力を発信することや、町の産業の活性化にもつながる事業であります。

そこで質問です。今年度の状況、寄附金額の状況、新たな取組等ですね、及び町としての今後の取組方針について、どのように考えておられるのか。

そして、もう1点、ふるさと納税返礼品の開発ですね、そして改良、かかる費用の補助金制度の実施について。この制度については他の団体も実施されているところがあるので

すが、寄附金増だけではなく、本町のさらなる魅力づくりや町内の産業活性化にもつながっていくと思いますが、制度の実施についてどのようにお考えか、お示しください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご質問のとおり、ふるさと忠岡応援寄附金については、令和3年度から令和4年度の実績はそれぞれ前年度より減少しております。ふるさと忠岡応援寄附金の今年度における実績でございますが、まだ年度途中であり、最もふるさと納税の寄附が多い時期の実績はこれからになりますが、4月から10月までの実績で申し上げますと、8,471万8,000円でございます。令和3年度の同時期は6,060万3,000円、令和4年度は5,823万4,000円となっており、過去2か年度と比較しますと大幅に増加しております。

ただし、これはふるさと納税制度の改正があり、同じ商品でも10月から寄附額が高くなる可能性があったため、駆け込み需要があったことが要因の1つであるとも考えております。しかしながら、昨年度以前から引き続き寄附額の増額につながるよう地道に取組を進めてきたことも、効果として出始めているのではないかと考えております。

今年度の取組といたしましては、職員が町内事業所を直接訪問し、ふるさと納税への出品の協力呼びかけ、これにより返礼品出品事業所が12事業所から19事業所に増加いたしました。また現在、出品には至っておりませんが、登録作業中の事業所も11事業所ございます。

また、出品者を広げるためだけではなく、返礼品の見せ方の見直しも行いました。ポータルサイトのトップ画面に近い位置に本町の返礼品が表示されるサービスの活用を初め、このサービスを経由した納税額も60万円の予算執行に対し500万円の寄附額につながったところでございます。

ふるさと納税は、今後も本町の貴重な財源確保、産業振興であると考えており、引き続き寄附額の増額につながる検討を進めてまいりたいと考えております。

また、返礼品の開発、改良にかかる費用の補助金制度につきましても有効な手段と考えておりますので、今後、導入に向け検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

1番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

財政的にまだまだ脆弱な本町ですので、もちろん財源の確保という点でもありますが、地に足をつけたといいますか、本来的なまちづくりということから産業振興につながる、また本町の魅力発信ということにもつながるということで、返礼品の開発ですね、そして改良にかかる費用、補助金制度の実施について質問させていただきました。

泉大津とかですね。泉大津市に聞きましたら、こういう補助金制度というのをつくっておるといって、どういうことをしてるのかというと、その1つのお店とか事業に対して補助金を出して、商品開発していただいて、それを全国に発信して、そのふるさと納税の増税をつくっていくというふう聞いております。

忠岡町はいろいろ、品物とか、忠岡町自体とかいうのがなかなか難しいと思うんですけども、その辺のところ、今現状で忠岡町を回って、お店屋さんとか、いろいろそういう開発に携わっていただいていると思うんですが、結局、財源を増やすというのは財政的にやはりこれが一番だと私は思うんですね。そして、先ほど申しましたように、ごみの問題で財源を増やしたり、そしてこのふるさと納税で財政を何とか増やしていった豊かな町にしていきたいというふうに思っております。

その辺のところ、最後にですね、どういうふうな、ふるさと納税について、そういう補助金制度の開発というか、そういうのを考えていらっしゃるのか、もう一度お答え願えますか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

返礼品の開発補助制度につきましては、近隣自治体で確認できましたのは泉大津市のみでございました。泉大津の制度を参考にしながらですね、また本町に適した制度を検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、尾崎孝子議員の発言を許します。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

議長より許可を頂きましたので、発言させていただきます。大阪維新の会・呈祥会、尾崎孝子です。一般質問をさせていただきます。

令和5年10月に開所した町内で3か所目の子育て支援センター「ひだまり」についてです。令和5年10月26日に、大阪維新の会忠岡町議員団で午後1時から視察を行いました。南側には大きな窓もあり、日差しが降り注ぐ明るく、かわいらしい内装でした。ボールがたくさん入ったボールプールには、ボール一つ一つに施設の名前がきれいな字で記入されていて、先生方の一生懸命さが伝わってきました。その日は、映えスポット用のハロウィンの衣装も準備されていました。隣には相談をする部屋、一時預かりをする部屋があり、素敵な印象を受けました。良い施設ができて、うれしく思います。

そこで、開所してから約2か月の間、何名の利用がございましたか。また、子育て支援センターが3か所できました。それぞれの特色をお教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

10月は延べ315名、1日平均15名のご利用がございました。11月は延べ187名、1日平均9名の利用がございました。

3か所の子育て支援センターの特色でございますが、民間の2施設につきましては、それぞれ民間ならではの取組を様々行っていただいておりますと華やかなセンターという印象がございましたが、公立施設の「ひだまり」に関しましては、子育てに関して様々な悩み事を抱えている家庭のよりどころとなるような施設を目指しており、保健センターなどと連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。公立の「ひだまり」は、子育てに関する相談、特に発達相談などに特化していただき、心配ないよと保健センターと連携し、町で支えていくよと言っていたきたいです。困り事のある親子をしっかりと支えてあげてほしいと思います。

そこで、9月の議会でも質問し、難しいとの返答でしたが、今回視察させていただいたここにインクルーシブ教育として、児童発達支援センターの併設をしていただきたいと強く思いました。なぜなら、健常者も障がい者もお互いを理解できるように、小さいときから隔てのない環境をつくってほしいと考えます。

子どもたちの時間は戻ってきません。インクルーシブ教育とは、1994年6月、ユネスコとスペイン政府がスペインのサラマンカで開催し、宣言されたものです。一人一人違いのある全ての子どもたちが安心して共に学び育てる教育、それをつくっていかうとするプロセスであります。

2006年に障がい者権利条約が国連で採択されました。翌年2007年には日本政府が条約に署名いたしました。2008年に障がい者権利条約が国連で発効、また2014年度、日本政府が条約を批准いたしました。2016年に国連障がい者権利委員会、一般的意見第4号、障がい者のインクルーシブ教育を受ける権利が明文化されました。長年かかって明文化され、権利が認められています。

インクルーシブ教育への政策提言として、障がいも多様性の1つとして尊重され、みんなが共生し、参加できる社会、みんなが補い合い支え合える社会、みんなが笑顔になれる社会、教育から雇用、そして地域での生活、活動、小さな社会でまず出発点で分け隔てられず、学びと生活を通して、違い、共生を当たり前と感じ、一緒に考えていくということです。

ここで、私の心にとまった新聞の記事がありましたので、ちょっと長いですが、引用させていただきます。令和5年10月27日の読売新聞の「気流」という一般の方の投書です。タイトルが「心の痛み、分かる人になって」。大阪府の60歳、パートの女性の方からです。

「私には重い知的障がいの息子がいる。ある日、足を引きずり、長く歩けず、座り込むようになった。痛そうだ。なぜなのか。息子は自分の状態を言葉で説明できない。整形外科を受診することにした。病院までは徒歩5分。痛みのせいか、息子は「キー、キー」という声を出して歩いていた。途中ですれ違った小学生の男の子たちが、「キー、キー」と息子のまねをして笑い出した。あまりのことに、「何がおかしいの」と詰め寄りそうになった。以前にもバス停で息子が前後に体を揺らしていると、女子中学生がまねをし、仲間同士で笑いながら通り過ぎたことがあった。様子の違う人を見て笑い合うのが仲間同士の楽しいコミュニケーションなのだろうか。横にいる母親の私が困っていることは目に入らないのだろうか。怒りよりも悲しみが込み上げた。息子を見て笑ったみんなは、人の心の

痛みが分かる人に成長してほしいと思う」。以上です。

まねをし、笑ってしまった小学生、中学生、どうしたらよいのか分からなかったのでしょう。また、仲間との関係性もあり、笑うことしかできなかったのでしょうか。結果、ただでさえしんどいところに、投稿者のお母さんの心を傷つけてしまったと思います。なので、子どものときから身近にいて一緒に過ごすことができていると違っていたのではないかと思います。個性を認め合う気遣いができるかだと思います。

児童発達支援センターなどの専門家がそばにあり、親子の困り事をすくい上げ、相談ができることができ、さらに必要な療育をスピーディーにつなげていっていただき、親御さんの不安を取り除けるよう早急に支援いただきたく思います。早ければ早いほど、特に発達障がいかな否かのグレーゾーンのお子さまには、また親御さんにも、ひいては町にも良い結果が出るかだと思います。そこで、児童発達支援センターの併設をご検討いただけないでしょうか。よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

共に学び、共に育つを目指すインクルーシブ教育につきましては、現在も町内のこども園や小・中学校において、その理念に基づく実践に努めております。

議員お示しの児童発達相談支援センターは、児童福祉法第43条に基づく施設であり、児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる家族への援助、助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設として位置づけられております。したがって、議員お示しの当該施設の設置に関しましては、福祉施策として検討していく課題と認識しております。

なお、子育て支援センターとの併設につきましては、スペース的にも難しいものでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

やはり難しいということですね。町内に児童発達支援センターができるよう今後も働きかけさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、3か所の子育て支援のセンターがありまして、広報に行事予定が11月から掲載されております。周知は行き届いていると思いますか。特にターゲットの保護者の方は、スマホやパソコンで情報収集をされていると思います。公式ホームページのトップ画面や公式LINEに育児の情報アプリとして載せることは可能でないでしょうか。そし

て、直近の情報を提供していただくようにしていただきたいと思います。いかがお考えですか、お願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

現在、行事予定等の周知については、関連施設への手出しの配置を行うとともに、広報紙への重立った内容の掲載を実施しております。議員お示しのSNS等を活用した周知につきましては、担当である町長公室において、手法やルール化などを検討中とのことでございますので、いましばらくお待ちくださいますようお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。ぜひ早急によろしくお願いいたします。

次に、広域保育についてですが、まず女性の就労状況の特徴を示すグラフとしましてM字カーブがあります。資料にはちょっとありませんが。これは、年齢階級別の就労率を折れ線グラフにしたときに、子育て期に低下し、アルファベットのM字の形状に似た曲線を描くものです。M字カーブで示される女性の就労率は、結婚、出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた頃に再び上昇すると知られております。厚生労働省のデータによりますと、近年、女性の社会進出、働き方の多様化が進む中、M字カーブの落ち込み幅が小さくなっています。核家族化や単身の保護者の増加も伴い、さらなる保育への選択肢の幅が求められています。

このことから、勤務先での保育を受ける広域保育は増加する可能性があります。実際に泉州ブロックでのアンケート結果で、広域保育利用者が一定数いるというデータが上がっています。忠岡町の子ども支援計画では、子育てがしやすいまち、切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりと挙げられていますが、具体的に忠岡町としてどのような特徴を持って就学前教育・保育をやられておられますか。また、働く世代にはどういう取組をしていて、どう評価をしていますか、お教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

本町の就学前教育・保育につきましては、過去からも待機児童を出さないということ

掲げて、様々施策を実施してきております。また、保護者負担の軽減という観点からは、就学前施設給食費無償化事業を実施しております。これは、町内就学前施設に在園している3歳児から5歳児の給食費を無償化しているもので、子ども1人当たり年間約8万5,000円の負担軽減につながっております。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。教育無償化、ぜひこれからも継続していただけるよう、よろしく願いいたします。また、本町が行っている広域保育について、広域保育を行っている人数、広域保育を行う理由、また広域保育を行っている地域、またそれらの手続をどのように行っているかをお教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

広域保育の人数につきましては、受託が3名、委託が13名となっております。理由につきましては、やはり保護者の勤務地が他市であるという理由が多くなってございます。また、地域としましては、近隣の岸和田市、泉大津市、和泉市となっております。

手続に関しましては、通常の入園手続と同様、町に申請をしていただき、町事務局から保護者の希望する他市の事務局に協議を行います。それを受けた他市の事務局で調整を行い、結果が町事務局に送られてまいりますので、その結果を町事務局から保護者に伝えるという流れになってございます。

なお、広域保育に関しましては、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度から始まった際、堺市以南の泉州地域9市4町におきまして協議の場を持ったところでございます。その際、広域保育に関しては、各市町において取扱いに大きな差が生じないように配慮することとなったものであり、現時点においてもその取扱いを継続しております。

今後につきましても、引き続き9市4町において適正な事務連携を図り、多様化する保護者ニーズに対応できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。これからの保護者ニーズに応じていけるよう、広域保育について近隣市町村で情報共有など連携を密に取るよう、よろしく願いいたします。

児童福祉法に市町村が保育の調整機関との位置づけがあるため、市町村の管轄を飛び越えるような提案は難しいと承知しております。広域保育はあくまでも特例という位置づけで、保育士不足もあり、自身のまちの子どもの待機児童を出さないということが優先です。保育士不足を広域で補えることができないのか。また、他市では虐待やDV被害、里帰り出産などで利用しているそうです。切羽詰まった状態で保護者のニーズを受けているそうです。保護者のニーズをかなえていけるような規制が緩和できないのか。広域近隣市町村と、これからも9市4町と連携を密にしてスムーズな広域保育になるよう、垣根を低くしていただきたいと思います。

次に、学力向上や教育格差の解消について。子どもたちの学力向上や教育格差の解消に向けて、塾代助成制度の導入について問います。

本町では、塾代助成制度の導入を検討されていますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お尋ねの塾代助成制度につきましては、本町においては実施しておりません。しかしながら、平成28年度より町が予算化することで低料金で受講可能なあすなろ未来塾を土曜日に実施しております。

本事業は、基礎、基本の定着を図ることを目的に、小学校3年生から6年生には算数を、中学生には数学と英語を開講しております。指導につきましては、公益社団法人全国学習塾協会の協力の下、塾講師を確保し、開講しているところです。なお、要保護・準要保護世帯のお子さまには、教材費を除き、受講料を無償としております。

今後も本町の子どもたちの学力向上に努めてまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

あすなろ未来塾ですね、忠岡町独自の取組はすばらしいと思います。引き続きあすなろ未来塾にて学力アップを目指していただきたいと思います。対象の子どもたち全員がみんなあすなろ未来塾には通われていません。土曜日実施ということで休日です。家

族との時間を大切にすることにもなります。中学生ならクラブ活動などがあり、日程的に通えない、あるいは魅力を感じていないというのも事実でございます。

そこで、他市の例ですが、塾代助成をシティープロモーションとして利用している茨城県つくば市モデルの塾代助成がございます。対象は20名。高学年を優先し、同学年内では先着順。予算に余剰が発生した場合は追加交付の可能性ありとして、5,000円×11か月×20名で110万円。つくば子どもの青い羽根基金へ集まった寄附金を財源としています。この内容でもシティープロモーション効果として、つくば市は子育て世代に手厚い支援をしていると捉えられます。千葉県千葉市などでも、一般財源でなく寄附やクラウドファンディングや交付金を活用して取り組んでいる自治体もございます。

さらなる学力の向上を目指したい場合の提案としまして、私が所属します日本維新の会、大阪維新の会では、家庭の経済状況にかかわらず等しく質の高い教育を受けることができること、教育機会を拡大するとともに、多様なプレイヤーの競い合いによる教育の質と学力の向上を目指しています。家庭の経済状況にかかわらず等しく教育の機会を与えられるということに強く賛同するので、塾代助成の対象は所得制限なしで全ての世帯への助成を提案いたします。

ただし、全ての世帯に対し、中学在学期間の3年間と長期補助を行うと膨大な予算が必要になってしまいますので、公立高校の入試が中学3年生の3月上旬であることから、助成期間については中学2年生の2月から3年生の2月までの1年間を提案いたします。

また、生活保護や児童扶養手当受給世帯など塾代立て替えなどが難しい世帯においては、中学3年生の1年間に子どもたちへしっかり投資できるように、前年度の支給も検討する余地を設けてはいかがかと考えます。助成額については、月5,000円から1万円を提案いたします。

平成28年度に文部科学省が発表した数字ですが、年間の平均学習塾費用は公立が約20万円。月額換算しますと約1万7,000円とされています。忠岡町の現在の中学2年生、忠岡中学校で138名、3年生138名、おのおの4クラスであります。私立などの町外の学校に通われている子も入れると約150名になるかと思えます。予算を立てると、月5,000円で900万円、年間かかります。月1万円で1,800万円です。金額を下げまして2,000円にしてみると、年間360万円になります。塾代に使わない世帯があるかもしれませんが、現在、塾に行っている方が継続して申請を行う形が好ましいので、助成方法としては経費を最小限に抑えるために児童手当に上乘せして支払う、もしくは保護者が前年度に翌年度の塾代助成を準備できるよう、中学2年生の児童手当に上乘せして支払う。このような条件であれば、塾代助成が実現できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの塾代助成制度につきましては、現時点では実施は考えておりませんので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

そうですか。分かりました。子育て世代の多くは20代から50代で、働き世代も兼ねていると思います。時代は流れ、昭和、平成、令和と家庭や生活のスタイルが変わりつつ、世界情勢もパンデミック、気候変動、災害、戦争など想像もしなかったことがたくさん起こっている時代です。不測の事態に経済的、体力的に余裕がなく、どうしても自分のことに必死になってしまいがちな昨今です。子育て世代を兼ねる世代に、子育て支援や経済支援は助かります。本町に住み、本町で子育てをしてよかった、もっと頑張ろうと思えるホームタウンになるために、子育て世代や働き世代に向けた支援、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、住民の方からなんですが、コロナ前にあった土曜日での忠岡中学校を会場とした集団受験の英語検定試験を復活してほしいと要望されています。コロナで集団受験が中止になっていて、おのおのが本会場まで向かい、受けていたそうです。以前のような集団英語検定試験の再開をよろしくお願いいたします。

続けて、次の質問を伺います。

越境入学の可否についてお伺いします。大阪市や関東圏ではポピュラーとなっている校区や市域をまたいだ越境入学について、大阪維新の会泉州ブロックの議員団で検討を進めています。最終的には、学校同士の切磋琢磨であったり、校区や地域の関係で近くに学校があるのに遠くの学校に通わざるを得ない子どもたちの受け皿として選択肢を増やす目的も含めて、校区や市域をまたいだ越境入学を実現していきたいと考えております。

そもそも保守的でまちのつながりが深く、地域と学校の結びつきが強い泉州地域では、かつては「しない、させない越境入学」という標語があったそうです。ネットで出てくる市民意見交換会も反対が多かったそうです。ただ、近所となじめない子や、不登校、発達障がいなどのこともあり、「駄目、絶対」とも言い切れないのではないのでしょうか。もちろん何でもありではいけません、ある程度柔軟にしていく必要があるのではないかと思います。

そこで、忠岡町では、町内、町外の別の校区への越境入学を認めていますか。そして、

そのときの条件はどのようなものになりますか、お教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

児童・生徒の就学すべき学校につきましては、学校教育法施行令第5条第2項により、教育委員会が住民基本台帳に基づき指定し、原則、指定された学校に就学すべきものとされております。

なお、最終学年での転出で卒業までや、学期途中の転出で学期末までなどの本町が指定する要件を満たす場合は、保護者からの申立てに基づき、中学校の指定変更や区域外中学を柔軟に認めております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

ありがとうございます。原則、住民票に基づいて勘案されているということで承知いたしました。ただ、学校の学力や家からの距離、こども園の頃からの友達関係など特別な理由が勘案されないということは原則かと思えます。もちろん子どもたちは地域で育てる視点も大切です。自分勝手に校区を変えることは、安全に通学する上でも難しいと分かるのですが、一方で行きにくさを感じている場合、不登校に至ってしまっているような場合、まちの境界に家があるために、まちをまたいで隣の市の学校に行くほうが近いなどの理由の場合を考慮していただき、進めていっていただきたいと思います。

学校同士の切磋琢磨の意味でも、子どもたちの居場所づくりのためにも、選択を増やす意味でも、いじめや不登校の駆け込み場所としても、この取組は評価するに値するものと思えます。今後は、ぜひ広域連携も含めて、子どもたちのために進めていっていただきたいと思います。未来ある子どもたちの居場所づくり、ぜひ町内でつくっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上で、尾崎孝子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

無所属の会、松井でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。よろしく願いいたします。早いもので、この間、予算審議をやったかなと思いましたが、もう12月になってしまいました。今年も町民の皆さんのお役に立てたかなと、ちょっと考えているところでございます。

それでは、質問のほうに移りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここ数年は、新型コロナの流行、円安、物価の上昇、私たちを取り巻く環境や暮らしは大きく変化をし、時代の変換期を迎えているようにも感じております。忠岡町においては、ここ数年、税収が少し伸びまして、財政状況も少し改善されたこともあり、ESCO事業や町民グラウンドの水はけ工事など大きな改修工事も行っております。また、施設管理やクリーンセンター、地域包括支援センター、放課後児童預かりなど民間への業務委託も次々に提案されております。

しかし、そのほとんどが忠岡町本来の事業計画に沿ったものではなく、議会においても予算の審査の前に事業の説明を受けて、予算承認を求められるというケースが増えてきました。もちろん長年にわたり財政状況が苦しく、何も行えなかった忠岡町ですので、修繕などが必要なことは理解しておりますが、計画にない改修工事などは財政的にも各課の日常業務にも大きな負担と困難をもたらします。ですから、今は将来を見据えた無理のない計画を立て、これから忠岡町がどういう方向へ進んでいくのかを改めて示していくときだと考えております。再来年の令和7年は、第6次忠岡町総合計画の中間見直しの年でございますので、改めて今後の忠岡町の方向性を示していただきたいと思いますと考えております。

そこで、お伺いをさせていただきます。これから町有施設の管理計画では、その方向性ですね、最終的に建て替えをするのか、あるいは大規模改修をするのか。この一番大事な方向性とその実施年度を決めてあげないと、原課において現在の修繕の仕方が検討できません。で、結局無駄な労力とお金、また時間を使うことになってしまいますが、こういった方向性を示す町有施設の管理計画などは作成をされておられますでしょうか。

また、今行われている民間への業務委託は、忠岡町役場での業務量を減らし、小さい行政機関、役場を目指していると考えてよいのでしょうか。そして、このような業務委託は今後も提案されるのでしょうか。併せてご答弁、よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

町有施設の大規模改修等につきましては、今年度、忠岡町公共施設等総合管理計画について改定作業を進めているところでございます。

また、民間への業務委託につきましては、住民サービスの向上を柱に、より効果的かつ効率的な視点を検討しながら、必要に応じて進めてまいりたいというふうに考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございます。公共施設の整備計画につきましては、現在、改定中と聞き、安心をいたしました。方向性と実施年度と、ある程度の予算措置は計画に入っておりますでしょうか。これがないとですね、また絵に描いた餅になりますので、ぜひよろしく願います。入ってますよね。

それと、業務委託については、何でもかんでもではなく、必要に応じて見極めていくということですが、ご答弁をお伺いいたしますと、方向性としては今後も外に出していくということやと思います。そうなりますとですね、何のために業務委託していくんやということになるんですが、業務委託の数に応じて職員の数を減らして、人件費の削減と行政のスリム化を図るといふふうに考えてよいのでしょうか。再度ご答弁よろしく願います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

施設を管理する各課においては、個別管理計画の中で目標実施年度や予算的な要素等についても取り入れているところでございます。将来、人口減少による税収減、少子化による人手不足、近年問題化しつつある公務員志望者の減少によります優秀な人材確保の困難が予想されることから、持続可能なまちづくりのためには行政のスリム化が必要であるといふふうに考えております。

その中で、適宜、適正な職員数とし、人件費につきましても将来負担を予測しながら町政運営に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。で、ちょっとお聞きしてるところではですね、今後少し人員を増やしていくという方向で計画をされていると耳に挟んだんですけれども、公室長、これ、財布のひもというのはなかなか伸びないものです。業務委託をするということは、経費は自前でするよりも必ず高くなります。で、業務委託をして、人員を増やして、給料と手当を上げる。これを一緒にしてもたら財布のひもというのは切れてしまうと思います。私、給料とか手当というのは、会計年度職員さんも含めて上げていったらええ、上げていかないかんと思ってます。そやけど、ちょっと全部は難しいと思いますよ。町民の皆さんとしてもちょっと納得してくれへんやろと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

業務委託をすることで経費が増えることもあるかと思いますが、業務委託する場合には費用対効果、住民サービスの向上につながるものであるかなども含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

人件費につきましては、義務的経費となりますので、将来負担を予測しながら適宜適正な人員配置となるよう努め、職場環境の改善を図ることで、職員のモチベーションを高めながら、より質の高い住民サービスが提供できるよう、町政運営に当たってまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。もう分かってくれてると思いますので、次の質問に移りたいと思います。

次はですね、将来の財政見通しについてお伺いをしたいと思います。現在、忠岡町においては将来の財政見通しなどは公表されておられません。しかし、私たち町会議員にとって

は、予算などの審議を行う上でも非常に重要な資料となりますし、何より将来にわたって持続可能な行財政運営を行うための指標となりますので、ぜひ忠岡町で財政計画を作成していただきたいと思います。これ、中長期とは言いません。5年程度の短期でも結構ですし、地方財政計画や大阪府の市町村財政見通しのようですね、毎年毎年更新していただけたらありがたいと思っておりますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

そしてですね、今回は全額財調に積立てを行いましたんですけれども、今後は基金への積立てにおきましても、減災基金や教育施設整備基金、墓地返還基金、私、勝手に名前をつけたんですけれども、それぞれ返済、整理、管理といった計画を作成した上で、その計画に沿った形で基金の細分化をして、少しずつ長期にわたり振り分けを行っていただきたいと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

将来の財政見通しにつきましては、毎年、予算委員会において当年度から5か年の収支見通しをお示しさせていただいております。今後は、この収支見通しをベースに、内容の充実や住民の皆様への公表などを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、基金への積立てについては、今後、必ず発生する各公共施設の改修等事業に向けて、1会計年度への負担の圧縮や、将来世代に極端な負担にならないよう、財政負担の平準化に努める手段の1つとして計画的な基金の積立てについて検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございます。期待をしております。ぜひよろしくお願いいたします。

では、もう最後になりますが、まちづくり及び各種実施計画について質問をさせていただきます。

2021年に改正された忠岡町の総合計画ですね。これに記された災害に強いまちづくりの目指す姿には、「日頃の準備と緊急時の対応の体制を整えることで、防災力や減災力が高く、誰もが安心して生活できるまち」と記され、その具体的な計画を記す忠岡町地域防災計画においては、災害時の組織体制づくりや避難計画、避難場所や各種災害協定など

発災時の様々な対処が記されており、これはこれでですね、すごくよくできた計画であると思います。

しかし、こと減災に関しては、減災の計画ですね、これを実行する実施計画、正確に言いますと、現在実行されている計画、これが全くありません。例えば、洪水や浸水対策など、雨水管や雨水路の整備計画は、存在はしてるんです、忠岡町で。しかし、予算がつかず、一部の工事を行ったまま止まっています。残念ですが、これは計画とは言えません。実施年度と予算をつけて、初めて計画と言えます。

減災計画とは、被害を最小限に抑える計画であり、まちの整備計画でもあります。ほかにも延焼を防ぎ、消火活動を行うための狹隘道路の整備や、避難を円滑に行うための避難道路の整備などなどたくさんのお金を必要とし、すぐに着手も完了もできないものがたくさんあります。ですから、計画が必要になります。

先ほども同じことを申しましたが、基金を創設し、長期にわたり少しずつ予算をつけて、誰が入れ代わっても着実に実行できる無理のない計画が必要やと考えますが、いかがお考えでしょうか、ご答弁よろしく申し上げます。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

長期を見据えた計画については、実施年度とおおむねの予算づけが組織として円滑に事業推進を図る上で必要であると認識しているところでございます。現行計画も含めまして、今後、庁内会議において事業の優先順位について意思決定を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ご答弁ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。たまりにたまつたやらかなあかんことをやっていくのは大変やと思います。そやけど、今の忠岡町のやり方、そのやらなしゃあないことを次から次へと、今現状ではね、もうクレジットカードを切つてやってると一緒やと思います。こんなことずっとやってたらね、次の世代に顔向けできへんようになってしまいますので、僕らはまず考えに考え抜いた種を植えて、次の世代につなぐことをせなあかんと思います。

今日はどうもありがとうございました。質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。13時より再開をいたします。

（「午前11時40分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを頂きましたので、一般質問させていただきます。

認知症対策について質問させていただきます。

認知症と診断されてもお仕事をされたり、今までの生活のままに当事者が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常生活を継続できるように、偏見や差別のない共生社会実現について、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会が共生社会です。お互いの違いを認め合い、違いを大事にしようという人権を大事にすることこそが必要です。共生社会実現においては、差別、虐待、暴力などのことがあってはなりません。基本的人権に根差した認知症観を新しい常識として確立する必要があるのではないかと思います。

そこで、質問させていただきます。6月、認知症基本法が施行されました。認知症の人との共生社会実現について、忠岡町での認知症対策を教えてください。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

認知症の方との共生は、周囲や地域の理解と協力の下で、認知症の人が希望を持って前

を向き、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すこととされています。

厚生労働省によると、高齢者人口がピークを迎える2025年には、その2割に当たる約700万人が認知症になると言われており、この共生社会の実現には、まず認知症に関する誤解や偏見をなくし、認知症の正しい理解を求めることが必要であると考えます。

本町では、健康教室などの機会を利用して、認知症についての講座を実施しているほか、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成講座を開催しており、令和4年度にはタクシー会社の従業員、約100名の方に受講していただきました。

また、認知症の理解に併せ、予防として認知症の発症を遅らせることや、重症化を防ぐことも重要であります。予防に関しましては、脳トレ体操を初めとした教室を実施しているほか、ご要望に応じて出前講座も開催しております。

認知症は誰でもなる可能性がある病気です。今後も認知症について普及、啓発等に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。健康教室や講座を実施していたり、また手助けをする認知症サポーター養成講座の開催等に取り組んでいただいていること、住民さんは心強いと思います。認知症は誰でもなる可能性がある病気だと思いますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。認知症の本人も大変なこともあると思いますが、それとともに認知症の人の家族についても他人には分からない、分かってもらえない大変さが多くあります。そこで、認知症の人を支えている家族の支援も必要だと思います。車の運転にしても、認知症になると突然パニックになってしまうこともあり、事故などがあれば家族が責められてしまうことになってしまいます。だから、家族としては運転をさせたくない。家族が運転できればいいのですが、免許を持っていない。車がなければ職場に行けないなど、認知症になっても今までと同じことをしていけるように医師より言われることがあります。共生社会実現で社会に出ていけるように取組があっても、その場所や仕事場に行こうと思っても、なかなか難しくなってしまいます。そういうお困りの方への対応も今後大きな課題ではないかと思えます。どのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

認知症の方への支援といたしましては、本人や家族からの相談に応じ、訪問等により状況把握の上、町内医療機関の認知症サポート医と連携した認知症初期集中支援チームでの対応や医療機関の受診、介護認定の申請など、早期診断、早期対応に向けた支援を行っております。

また、徘徊等のおそれがある方を事前に登録していただき、行方不明時には地域の企業等と連携し、早期発見につなげる徘徊高齢者見守りネットワーク事業の実施のほか、認知症の方やご家族、地域住民の方が介護や福祉の専門職と気軽に情報交換や相談ができる認知症カフェを開催しております。

今後も相談支援や各種情報提供体制の充実に努め、適切な支援につなげるとともに、他市町村等で実施している事業等について調査研究してまいりますので、よろしくお願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。他の地域ではいろいろな取組をされています。和泉市では、チョイサポと言って10分100円でされていたり、熊取町では「いこか」等があります。以前も高齢者の方が病院や美容室やご友人宅へ行くためのタクシー券の支援や助成を要望はさせていただいています。高齢者だけでなく認知症の人のためにも、そういうちょっと出かけるときに車に乗せていってくれるような支援が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

ご紹介のありました事業は熊取町社会福祉協議会の事業で、共同募金配分金を活用した高齢者向けの外出支援サービス事業です。1世帯当たり月2回までを限度で、利用者は無料となっています。また、運転は登録ボランティアの運転で、通院や買物、墓参りの送迎を行っている事業になります。

本町の社会福祉協議会においても、民生委員さんや社会福祉法人の協力による買物支援

サービスや、社協職員による障がいをお持ちの方向けの福祉車両移送サービス事業を行っておりますが、これらの事業の周知、啓発や充実について社会福祉協議会に要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひとも前向きな検討をよろしく願いいたします。

それでは、子育て支援について質問させていただきます。

少子化は、コロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺の増加、ヤングケアラーなど子どもをめぐる状況は深刻です。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えています。こうした状況を重く受け止め、公明党は誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に発表した子育て応援トータルプランは、異次元の少子化対策実現に向けて政府が6月に決定した子ども未来戦略方針に随所に盛り込まれています。

今年4月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されました。忠岡町においても子どもや若者、男女共同参画の視点から、子どもも親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を、忠岡町にとってのこどもまんなか政策をより一層本気で進めていかなければならないと思います。

そこで、忠岡町においての子育て支援への実績と現状を教えてくださいたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

今年2月から実施しております出産子育て応援事業については、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点を当てて、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援を実施するとともに、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用者負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し、継続的に実施しているところです。内容は、8から10週前後の妊娠期、32から34週前後の妊娠期、及び産後に、保健師等による面談を行い、身近で相談に応じ、ニーズに応じた必要な支援につなげております。

今年度の面談の実績については、8から10週前後の妊娠期は62件、32から34週前後の妊娠期は3件、産後は61件となっております。子どもの最善の利益が一番に考えなければならないことは言うまでもなく、産後鬱等の幼児虐待にもつながりかねない深刻な病気を未然に防止するためにも、引き続き全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができる環境整備の充実を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。忠岡町でも公明党が推進した伴走型相談支援を本年より取り組んでいただいています。出産、子育て支援の取組をしていただき、1人で不安を抱えることなく、安心して出産、子育てができるように、さらにお願いたします。

それでは、次の質問に参ります。

こども家庭庁は、親の働き方を問わず、保育所などを利用できる（仮称）こども誰でも通園制度、生後6か月から2歳の未就学園児を対象に、全国105市町村で実施する方針です。試行的事業は、当初24年度の実施を想定していましたが、育児の負担軽減策として子育て世帯からの期待が高いことも踏まえ、前倒しで実施することになりました。まだこれからの施策ではありますが、少子化対策としても、子育てでのお母さんのストレスで起こる虐待を防ぐためにも重要な取組とされています。

子育て支援として忠岡町としてもしっかりと取り組んでいかなくてはいけないと思います。まだまだ課題はありますが、忠岡町として今後このような制度を実施していく上でどのようにお考えでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しのこども誰でも通園制度（仮称）につきましては、現在、全国的にモデル地域において試行的実施がされているところでございます。本町教育委員会としましては、引き続き国の動向やモデル地域の実情、実績などを注視しまして、本町のニーズと照らし合わせながら慎重に判断してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。一時保育もしていただいているようですが、似ているようでは

ありますが、また対応が違うのかと思います。まだ検証段階ではありますが、少子化対策でお母さんを守り支えていくための取組だと思えます。課題はあると思いますが、良いほうに進むようによろしく願いいたします。

ヤングケアラーについて質問させていただきます。ヤングケアラーの早期発見については、子どもや家庭と接する機会のある地域や関係機関などが目の前にいる子どもたちの状態に気づくことが重要です。そのためには、子どもの権利や子ども基本法の内容を踏まえたヤングケアラーの概念や視点を認識してもらい、早期発見にとどまらず、ヤングケアラーとしての支援の必要性についても情報の共有が大切だと思います。やはり早期把握しやすいのは、遅刻や欠席、日頃の様子の変化が見える子どもが多く時間を過ごす学校現場かと思われまます。様々な角度からの情報共有をお図りいただきたいと思います。

以前の質問で、不登校の生徒の中にはヤングケアラーの子どもがいますかとお聞きしたときに、不登校の中にはヤングケアラーの子どもはいないとお答えいただきましたが、生徒・児童の中にヤングケアラーの子どもはいますか。また、ヤングケアラーの子どもがいる場合の具体的支援策は、どのようなものがありますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しのヤングケアラーにつきましては、一般に本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは子どもの権利が侵害されている可能性がある18歳未満の子どもと定義されております。

学校現場におきましては、遅刻を含めた出欠状況や、服装の汚れ等の教職員の日頃の観察を通して、その把握に努めています。また、学期に1回実施する生活アンケートにより、直接子ども自身からの把握に努めております。アンケートの回答中にヤングケアラーの疑いがある児童・生徒には、十分配慮をした上で、本人への聞き取りや保護者面談等を行っております。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携を図っているところでございます。

なお、今年度はヤングケアラーに該当する児童・生徒の実態はございません。引き続き各学校現場におきましては、児童・生徒の変化を見逃すことなく、生活アンケートを含めた実態把握に努め、必要に応じて専門家や福祉部局と連携してまいります。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。アンケートとかも取っていただいているということですので、また、とにかく見過ごすことなくよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。ヤングケアラーについての周知、認知度向上のための取組についてお伺ひします。

ヤングケアラーを取り巻く課題の1つに、社会的認知度の低さがあります。国はこの課題に取り組むために、令和4年度から令和6年度の3年間を集中的に広報、啓発を実施する集中取組期間としています。周知や認知度向上を目的とし、関係機関を対象とした研修の開催やリーフレットの作成、配布を実施しているところもあります。

リーフレットの内容としては、具体的なヤングケアラーの例を掲載したり、相談先等を載せたり、周知、啓発とともに支援が必要なヤングケアラーの早期発見にもつなげたいという内容になっています。

ヤングケアラーへの支援は、子どもや家族の置かれている状況、考え、思い、子どもの権利が守られているか等を理解した上で、支援の必要性を検討しなければいけないと思ひます。家庭の中で起こっている出来事はなかなか見つけ出しにくいと思ひます。特にヤングケアラーに関しては、まず当事者である子どもが、自分はヤングケアラーだと気づき、家族以外にも頼っていいんだよと知ることが大事かと考えます。忠岡町ではどのようにされていますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

先ほども申し上げましたが、ヤングケアラーに限らず、しんどい思いをしている子どもの実態を把握するため、少なくとも各学期に1回、生活アンケートを子どもたちに対し実施しております。

併せて、平素より児童・生徒が相談しやすい教職員との信頼関係を構築するとともに、児童・生徒の小さなサイン等にも教職員が気づけるよう、研修会等を通じて子ども理解の促進に引き続き努めてまいります。ご理解のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

愛知県とかでは、6月に啓発リーフレット「知っていますか？ ヤングケアラーのこと」と題し、小学生版と中高生版の2種類のリーフレットを作成し、県内の学校で学ぶ小学校5年生から高校3年生と子ども食堂に配布したそうです。千葉県習志野市も本年10

月に子どもたちに配布されました。忠岡町においてもリーフレットを作成されるとか、ぜひ小・中学生に対しても正しい認識が持てるように取り組んでいただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

国や大阪府が作成したリーフレット等につきましては、これまでも学校現場で配布しております。しかしながら、他府県作成のものにつきましては、学校現場で配布はしていません。

今後、国や大阪府が本件に関する子ども向けリーフレットを作成した際は配布させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

他府県のは他府県の方が作られて、その地域の子どもたちに配られているというリーフレットですので、それを忠岡町の子どもたちに配ってくださいというふうに言っているわけではありません。また、お手伝いと思ってしていることがヤングケアラーだったと大人になって分かったと言われている方もいます。声を上げることができる環境づくりをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

改革忠岡の勝元です。では、早速通告書に従って一般質問させていただきます。

まず、本町における義務教育の内容についてです。まず、この質問をするに当たって、先に一言お断りさせていただきます。こういった質問をしますと、自慢しているとか鼻につくといった、人の学歴、経歴に基づいた差別としか言いようのない誹謗中傷をおっしゃる方がおられます。私は日々、真剣に忠岡町の教育を考えている者の1人です。真面目に議員として質問に取り上げておりますので、そういったゆがんだ解釈や誹謗中傷はくれぐれもないようにとお願いして、質問に入りたいと思います。

まず1つ目、社会科公民分野の教育についてです。学校教育における国・数・社・理・英の主要5科目の中でも、社会科は正直、軽視されがちな科目かと思えます。しかし、政治は生活と言われているとおり、日々の買物で物価が高いとか、子どもの教育、医療、福祉等と、あらゆる我々の日々の暮らしは政治と直結しています。ですので、政治をする側も受ける側も、社会科、特に公民の知識が欠けますと、政治がゆがんで、国民、住民の生活が困るということになります。

実際、日本の状況を見てみますと、国民、住民の声、世論を無視して、政治、政治家が暴走するといったこともよく見受けられます。特にこの約30年間で日本は先進国から脱落し、国力も日本円も弱くなり、収入は上がれへんのにも物価は上がると、国民全体が疲弊しています。これ全て政治のせいです。

また、地方政治を見てみますと、あちこちの地方政治で数の力による議会の暴走も見受けられます。また、本来対峙しているはずの首長と議会、議員が、仲良し、味方になって、二代表制が崩れてしまっている自治体もあります。また、本来そういった政治を批判すべき国民、住民側も、政治家がおかしな政治をしていても気づかない。中には称賛しているという方も見られ、投票にも行かない。また、政治の監視、チェックもしていないといった状況が、日本の状態でよく見られます。

そういった点でですね、政治をする側も、政治を受ける、また政治を監視、チェックする側の国民、住民側も、公民の知識が不足、また正しく理解していないせいで、国も地方も政治、民主主義がゆがんで、おかしな状況になっているなど強く感じるわけです。

そういうことで、受験では数学、英語といった科目が重要視され、社会科は軽視されがちですけれども、そういった受験で重要視される科目よりも、むしろ社会科、特に公民というのは、受験、学生生活が終わってからの一生涯死ぬまで、あらゆる人々が生きていく上で必要不可欠、かつ生活の基盤となる非常に大事な科目だと言えます。

そこで、3点お聞きします。社会科公民の授業を教えておられると思いますが、教科書の中の内容と現実の世の中、社会ですね、今の政治の状況、あまりにも違うというところで、子どもたちからしますとね、何か遠い関係のない世界のように感じているのではないのでしょうか。

例えば、地方自治、住民自治、議会制民主主義、二代表制といったことを教えると思えますけれども、子どもが「ああ、そういうことか、なるほどな」と腹落ちするようにですね、やっぱり自分たちの一番身近な忠岡町議会や役場行政を取り上げていただいて、子どもたちに実感の湧く授業をしておられますでしょうか。

また、次に主権者教育についてです。選挙権が18歳に引き下げられまして、中学生は以前よりも政治参加が近づきましたが、現実はどういいますと、選挙、政治に関心がないといったところかと思えます。いかにして子どもたちに政治は政治家だけがやるものじゃないと。逆に自分たちが主役で、自分たちが政治を動かすんだといった主権者の意識を持た

せる授業をされておられるか。主権者教育をどう充実させておられるか、お答えいただきたい。

もう1点、公民では民主主義、憲法の内容を習うと思います。健全な民主主義、健全な政治がなされるためには、権力の監視の1つ、言論というものを習うと思います。これまで議会の中でも、インターネット等における誹謗中傷の問題、学校でどのように教育されてますかと質問された方もおられます。

私が気になってますのは、誹謗中傷、悪口というものと、正当な批判というものを区別しているかという部分です。言論、正当な政治批判なしに健全な民主主義、健全な政治はなし得ません。政治の腐敗を招き、結果として自分たち国民、住民が困ることになります。子どもたちに誹謗中傷、悪口は駄目ですよと教える一方で、健全な民主主義、政治のための正当な批判との違いですね、どのようにされてるか。特に言論の重要性、どのように教えておられるか。以上3点、お答えいただけますでしょうか。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本教育理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

まず、議員お尋ねの社会科公民分野につきましては、学習指導要領にのっとり、小学校第6学年と中学校第3学年において学習しております。

特に中学校におきましては、政治、法、経済などに関わる多様な視点、概念や理論などに着目して捉え、より良い社会の構築に向けて課題解決のための選択、判断に資する概念や理論などに関連づけることとなっております。

小・中学校段階における主権者教育につきましては、従前、議会でご答弁いたしましたとおり、高等学校段階での主権者教育につながる基礎、基本の定着を図ることを最大の目標に、教養、知識、態度やスキルを教科や特別活動の中で学んでおります。中学校においては、先ほど申し上げた公民的分野の中で、民主政治の推進と公正な世論の形成や、選挙など国民の政治参加との関連について学習しております。

議員お示しの政治を身近なこととして捉える工夫につきましては、中学校での公民的分野の授業の中で忠岡町議会を取り上げ、学習内容に関連づけながら学習を進めております。

本町の子どもたちが、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していけるよう、引き続き授業改善に取り組んでまいります。

なお、多様な意見を尊重し合うことは民主主義の根幹に関わる重要なことでもあります。当然、学校現場におきましても、異なる意見を尊重することの大切さを指導しております。なお、事実に基づかない相手をおとしめる誹謗中傷につきましては、決して許されな

い行為であることを、人権学習や道徳等様々な教育活動の中で指導しております。ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、身近に子どもたちに政治を感じていただけるというところでね、一番そこがどうなのかなと気になってたんですが、忠岡町議会、取り上げていただいているんですね。それはちょっと良かったなと。我々議会も、それであれば、子どもたちの政治参加といいますかね、主権者教育に協力できるように、また取組が必要かなとも思っております。

欧米ではですね、家族、親子の朝の食卓を囲んでする会話がね、政治の話やと言われてます。日本は全然違いますけどもね。そうなればいいなと。

やっぱり子どもたちにそういう政治というものを身近に感じてもらって、いかに政治に参加するか、主権者としての意識を持ってもらうかというところで、非常に公民は大事だと思っております。特に受験で必要な科目と比べますとね、どうなんかなと、子どもたちからすると思ってるかもしれませんが、やっぱり一生必要ですんで、学校のほうでも公民の知識がなかったら生活困るよと。一生大事やでと。卒業してからもずっと一生大事な知識やでと、子どもたちにうるさく伝えていただきたいとお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次、本町の義務教育課程の内容についてです。時々ですね、私、4階の教育委員会に、小・中学校の教科書を見に行かせていただいています。いろんな教科書を置いてますけども、全て国の検定に合格した教科書ですので、最低限度の内容はどの教科書も網羅して全部載ってますけども、それ以外のプラスアルファの分ですね。やっぱり見ますと、この教科書載ってるけど、こっちの教科書載ってないなとか、英語の教科書でもね、この教科書、文字大きい、絵、イラストいっぱいあって、別の教科書はちょっと難易度高そうやなとか、やっぱり見ると教科書でも差があるなというのも現実です。

で、私も実際ですね、これまで自分の経験ですけどね、大学以降ですけど、しゃべってましてね、これ、義務教育で習ったでしょうと。習ってへんと言われてね、いや、そんな忠岡の小・中学校で教えてなかったでということが何回かあったんですよ。それ、落っことしてきてるとかということじゃなくて、つまり忠岡町の小・中学校で習う内容を漏れなく身につけても、塾とか学校以外で知識を得ていないと、他の地域の公立校出身の人と比べて不足があるのではないかということなんですね。ですので、高い教育レベルを求めているご家庭、住民ニーズ、町内にもあります。そういったニーズを満たせる教育内容、授業になってるかという観点でお聞きいたします。

住民さんの中にも、本町の教育についてですね、不安視されているお声も時々耳にします。同じ公立の小・中学校でも、地域間、自治体間の格差があってですね、本町の義務教育で学べない知識、事柄があると、そういったことは起きてないでしょうかということも1点。それから、ある程度から上の学力の生徒さんに対する学習サポートも、学校で十分にできているのか。授業が塾頼みになってはいないだろうか。そういったことをお聞きします。ご答弁をお願いします。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

教育課程の内容につきましては、学習指導要領に定められており、実際の授業は国の検定を通過した教科書の中から本町教育委員会が採択した教科書を用いて実施されております。議員お尋ねの他地域との教育内容の格差については、ないものと認識しております。

なお、学校現場におきましては、既に各校に配備しております1人1台のタブレット端末を活用し、授業における個別最適化を図っております。具体には、演習段階で端末を活用し、子ども一人一人の学習到達度等に応じて、自ら発展問題や補充問題に取り組むことができる時間を設けており、同一教室内で習熟度に対応した指導を実施しております。

その際、子ども一人一人の学習状況や学習履歴については、教員の端末を用いて把握し、個別の指導に生かしております。また、社会科の調べ学習等、子ども自身が教科書の学習内容からさらに興味、関心を持った事柄を教室で端末を活用して調べることもできます。

なお、来年度から使用する小学校の教科書には、QRコードからデジタルコンテンツを活用でき、主体的に学習できる工夫がされております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、タブレットが普及しまして、私たちが子どものときと違って、私たちのときは授業で聞いた話が全てでしたけども、今はそうやってタブレットを使って、先生の話以外も、QRコードとか検索すれば、どんどん生徒さんが自分で調べていけば調べれるということですので、それであれば一定ですね、一定レベル以上の生徒さんもさらに進んだ学習力を身につけれるのかなと思ってます。

先ほどですね、尾崎議員のほうから塾代の助成に関する質問ありましたがけれども、やはり国民全体ですね、経済レベル落ちてます。こうやって生活が苦しくなっていく中、どこ

のご家庭もですね、できれば塾代、子どもの教育費、お金をかけずに学力を上げてほしいと皆さん願ってるはずですよ。ですので、学校のほうでもですね、塾代がかからないように、ぜひとも学校で高い教育レベル、提供できると、知識がちゃんと身につきますよという教育、授業を提供していただきたい。そこをくれぐれもお願いしたいと思います。

それで、次に質問に移らせていただきます。要介護等の認定についてです。この質問ですね、先日、住民の方から介護認定等についていろいろお話を聞きましたので、質問、取り上げました。

まず1つ目の質問ですね。介護認定審査会についてです。この審査会、支援や介護を必要とする方の要支援度、要介護度の認定、決定をするという非常に重要な役割を担っているわけですが、担当課にこの審査会の委員さん、どなたですかと確認したら、この審査会、全部非公開ですので、委員さんのことも何も教えられませんということでした。全くのブラックボックスということでちょっとびっくりしました。我々議員も住民も介護認定の業務について何もチェックできないというのは問題であろうと感じたわけです。

ですので、まずこの介護認定審査会について質問します。まず、委員構成、どのようなご職業、立場の方が委員さんなのでしょうかと。で、この審査会の委員が誰かすら教えられないと、全部一切非公開であるという理由についてご説明いただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町の介護認定審査会委員は、医療、福祉、保健分野に属する19名の方を任命しており、要介護認定審査会は当該委員のうち5名の委員から成る3合議体を形成し、審査判定を行っております。

介護認定審査会は、国の要綱やマニュアルにより原則非公開とされております。また、公開することにより、直接審査委員に働きかけを行うなど、公平、公正な審議に支障が出るおそれもあることから、情報公開条例第6条第4号の規定に基づき非公開とさせていただいております。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今、非公開の理由ですが、委員さんに便宜、強要をしようとする方がおられるかもしれないということですね。町内に委員さんがおられるということも担当課からも聞いてま

す。小さい狭い町だから、余計に住みさんと委員さんとの距離が近いということなのかなとも思いますけども、それであれば、何も委員さんを町内近場から選ばなくてもいいんじゃないかと思うわけです。

で、委員さんの選び方ですけども、そういった日本一狭い、小さい小さい面積の狭い忠岡町特有の自治体事情も踏まえてですね、町民と利害関係がなくて、そういった住民さんというんですかね、便宜を強要しに行く人が行けないような、物理的に距離の離れた町外の方を委員にすれば良いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。これ1点。

もう1点ですね。委員さんが便宜強要をされるかもしれないという理由で非公開、これですね、かつて本町の指名業者選定委員会も全く同じ理由でずっと非公開でしたね。私ですね、開示請求して、何で非公開やねんと。そんな便宜強要しに来る人がいたらね、警察に言うたら終わりやないかということで不服申立てしまして、情報公開審査会の委員の先生もそうやかと、公開しなさいと答申出まして、今、公開してますね。

ですので、同じ理由なのに、こっちの部署は公開、で、別の部署は非公開というところをね、ちょっと違和感というか、おかしいなと思うわけです。逆にオープンにして透明性を持たせたほうが、どの委員さんがどんな審査をしたのかもよく分かりますしね、仮に便宜を図った云々とかゆがんだ審査認定をすれば、専門家の目も含めて外部の目が入りますので、問題、不正等も見つけやすい。逆にそういったことがやりにくくなるので、むしろいいんじゃないかと思います。

ですので、この介護認定審査会も公開にしていくべきではないかと考えてますけども、これ、情報公開の観点で全庁統一と、統一を図るという意味で情報公開担当部局のほうにご答弁お願いしたいんですけども、それが1点。

あともう1点ですね、最後に。この審査会の委員報酬なんですけども、他の本町の委員報酬を見ますとね、軒並み8,000円程度なんです。この介護認定審査会の委員だけ飛び抜けて1万8,000円と倍以上、断トツに高いんです。で、医師等の専門知識を要する委員さんなのでということで高額設定になっているらしいんですけども、その委員報酬ですね、弁護士の方でも8,000円なのに、お医者さん等々が1万8,000円と。同じような専門知識を有する委員さんでも倍以上価格違うと。業務内容、質、量ですね、そんな倍以上の差があるとも思えないですし、各部局がそれぞれで決めてると思うんですけども、ちょっと全庁的に価格にばらつきというか、差があつて、違和感を感じるんですね。ここら辺もちょっと全庁的に価格の見直しというか、価格のバランスを調整したほうがいいんじゃないですかという点ですね。

以上3点、ちょっと駆け足ですけども、お願いします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

忠岡町は、認定審査会委員のうち医療に関する委員は、医師会等を通じ委員の推薦をしていただいている状況で、私の知るところでも近隣市は地元の医師会等から推薦なりの方法で選出されるものと認識しております。

このようなことから、医療に関する委員の選出については、広く公募しても応募があるとは考えにくいことから、今後も地元の医師会等から選出してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

町長公室（南 智樹次長兼総務部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

南公室次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務部長）

審査会委員の公表につきましては、情報公開担当課よりお答えさせていただきます。

本町における事務事業等において、内容の性質上、公開することにより当該事務、事業等の実施の目的を失わせ、今後の審議、検討、調査等に著しい支障がある情報が含まれている場合は、忠岡町情報公開条例第6条第4号の規定により秘匿とする情報部分は非公開、または黒塗りでの部分公開対応となります。

つきましては、各課の事務内容等が異なることから、情報の公開または非公開の対応を全庁的に統一した運用を行うことは難しいと考えてございます。

行政の保有する文書や情報は、原則公開するとの認識はございますが、介護認定審査会委員を公表することにより、公正かつ円滑な審議や意思決定の中立性等を不当に著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合は非公開とすべきであると考えてございます。

今後におきましても、町の保有する情報は公開することを原則とし、非公開とする情報は必要最小限に行い、適切な対応を行ってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

私のほうからはですね、委員報酬のご質問に対しましてご答弁させていただきます。

各委員会の報酬につきましては、月額8,000円程度としているところでございますけれども、介護認定審査会委員につきましては月額1万8,000円としているところでご

ございます。審査判定が直接利用サービスに影響を与えることから、委員に課される責任の重さや、1日に多数の申請者の審査判定をする必要があることから、他の委員会の委員よりも高い報酬額としており、近隣市においても同様に高く設定しているところでございます。

また、介護認定審査会委員の報酬額につきましては、近隣市と比べましても低い報酬額となっているところでございますので、よろしくお願いたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

まず、価格のところですけども、量がやっぱり多いということやったんで、申請者さんの数がかなり多いんですかね。ちょっと私、数、把握してませんけども、量がかなり多いということであれば仕方ないのかなというところ、一定理解さしてもらいます。

あとですね、その情報の公開とか、そのほかの部分ですけども、今先ほどですね、南公室次長さん、公正性ですね、審査の公正性が図れるかというところをおっしゃってましたけどね、結局、非公開にしたほうが公正性が図れるのか、公開にしたほうが公正性が図れるのか、そこやと思うんですね。で、ちょっとそれ、次の質問にもかかってくるんですけども、取りあえず情報公開の部分はですね、一度私、開示請求して、情報審査会の判断を仰いでみたいなと思ってます。

ということで、次の要介護等の認定の問題についての質問です。これですね、先日、私、知人の町民さん、ご高齢で亡くなりましてね、お線香を上げに行かせていただいたんです。そのとき、介護されてたご家族から、忠岡町の介護認定の審査、ほんまに適切にされてるんですかねと、ちょっとご不満、漏らされてましたんでね。

お話を聞きますと、急に具合が悪くなって、それまで自力で動けてたのに、急に食事が取れなくなって、胃瘻が必要な状態になったので、要介護度のレベルを上げてほしいと見直しの申請をしたと。役場から事前調査に来たときは、これやったら要介護度のレベル、上がると思いますよと言ってもらえてたのに、結局介護度のレベルを上げてもらえなかった。何でなんやろうということなんですね。

で、ご家族いわく、もしかかりつけの主治医の先生、ずっと診てもらってたけども、その委員さんやったら、自分の見落とし等々不都合なことがあって介護度が上がった場合ですね、都合が悪かったら、いやいや、この申請者さん、病状そんなに大したことないですねと。要介護度の認定レベル、上げないんじゃないですかと、そんなふうに恣意的に決定されてしまうんじゃないかと、ちょっと不信感を持たれてたんですね。

担当部局のほうも、一応申請者個人の個人情報、黒塗り、非公開で出してますよとおっ

しゃってますけど、審査会の委員さんと申請した住民さんがね、かかりつけの先生とクライアントという関係やったらですね、その委員さんも「ああ、これ、うちの丸々さんのやな」とか、なんやったら、「あっ、これ、自分が書いた診断書やな」とか、やっぱり分かるということなんですよ。

ということで、やっぱりその審査会の委員さんと、その住民さんが直接利害関係にあった場合、認定審査が適正に公正になされているのか、全く非公開であれば確認しようがないんですね。ですので、審査会の公正性には問題があるというのが1点。

全く別のケースです。介護職の方からも聞いたんですけどもね。要介護の認定に事前に役場の方が来られると。ヒアリング、確認ですよ。来られる。ご家族がね、例えば「おばあちゃん、今日、役場の人来るよ」と言うたらね、家族の方に恥ずかしい思いをさせたくないんですかね、いつも動けないのにね、すごい張り切って元気に動くんですと。だから、実際の本人の状態よりも軽い介護認定にされてしまって、ご家族と周りの方が困るんやというお話も耳にしました。

ということで、質問なんですけども、実際のご本人の要支援、要介護の状態と町の認定レベルが一致しない。特に実際よりも軽く認定されるなど住民側に不利になるような認定結果になっていることがあるのではないかとということですね。特に私が聞いたようにですね、審査会の決定に疑念を持たれている住民さんが実際にいるという点を踏まえて、この認定業務が本当に適正になされているのかということ、ご答弁願いたいということですね。

あと、時間がないので、もう1点お聞きします。住民さんからですね、個別でこういうふうに「何でやねん。介護の認定おかしいん違うか」というクレームを受けるということも聞いてます。私、実際、担当部局のほうからですね、介護の認定の判断基準ですね。病状、重症度のステージじゃなくて、介護、サポートにかかる時間で判断するんですよ。つまり、サポートを労働と捉えてると。私、それを聞いて、なるほどなと思ったんです。なので、住民教育といいますかね、まだ介護に関係ない人たちも含めて広く住民に知らせることで、その何でこんな介護度やねんと、住民さん側の誤解、理解不足の原因の苦情を減らせるんじゃないかと。そういう苦情対応を減らせることで、職員さん側も自分たちの本来業務に時間を割くことができるのでいいんじゃないかとということで、そういう住民啓発すべきじゃないかという点ですね。以上、お答えいただけますでしょうか。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

介護認定につきましては、認定調査員が対象者を訪問し、状況を確認して作成する認定

調査票を基に算出する介護の手間にかかる時間を基準に、要介護認定審査会において、主治医意見書等の内容を加味して審査判定をしております。

審査委員は、医療、福祉、保健分野の専門家によって構成されており、公平、公正な判断がなされるよう、合議の上で適正な審査判定を行っていただいております。

なお、審査結果に不服であるとか、また認定調査した時点から状態の変化があるようであれば、区分変更等も申請を受け付けしておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

また、制度の周知という面でお答えさせていただきます。新規申請の際やお問合せを頂いた際には、介護認定の基準等についてご説明をさせていただきますが、より分かりやすい説明ができるよう研さんし、周知に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

一応ね、公正になされてますというご答弁ですね。今日ね、いろいろ質問しましたけど、やっぱりちょっとこの審査会、全部全く分からないというところで、公正かどうか確認できないというところはね、ずっと疑問といいますか、問題で残ると思うんです。ですので、今後、福祉部局のほうも、今までずっとこれでやってきたからいいんだという姿勢ではなくてですね、どうすればより公正性、透明性を確保して、住民に納得、信頼の得られる介護認定になるのかということのを常に考えながら業務をしていっていただきたいと、これ、要望させていただきます。で、住民啓発も進めていただきたい。

で、最後、駆け足ですけども、次の質問、1個だけ聞かせていただきます。職員の処分に関することですね、ちょっと人事部局にお願いしてた案件があるんですけども、人事の調査のやり方で1点気になったのが、記録を何も取ってなかったという点です。これ、本町ですね、文書取扱い規定はあるんですけども、記録を義務化した規定が全くありません。ということで、副町長にお話ししたら、「えっ、そんなんどの自治体でもあるん違うん」とびっくりされてましてね。ということで、文書の規定ですね、最低限度の規定整備、きちんと職員に記録、文字で残すという義務化させるべき、あと保存年限とかも一定定めるべきと思いますけども、この点、お答えいただけますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

なお、時間が来ておりますので、答弁をもって終わります。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町においては、文書の収受、起案、引き継ぎ等の取扱いを定めた忠岡町文書取扱い規定がございます。この文書取扱い規定第2条、文書取扱いの原則において、文書は全て正確かつ迅速に取り扱い、常に処理過程を明らかにし、事務が能率的に処理されるようにしなければならないと規定されており、一定、文書の取扱いの原則として処理経過を明らかにするというところは明記しているところでございます。

大阪府の行政文書管理規則では、軽微なものを除き、事業についての意思決定過程を明らかにするという部分において、より明文化されてると認識しております。

本町の文書作成事務においては、従前から意思決定過程については一定分かるよう起案文書に記載することと全庁的に周知しているところでございますが、この部分も含め、より一層明確にするため、規定への明記、周知方法等の手法を検討し、他の団体の状況も十分検証しながら、本町の文書取扱い規定の見直しを現在進めているところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

二家本さん、ちょっと待ってください。

すみません、二家本議員、質問を続けてください。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。質問通告に従って、これより一般質問を行います。

まず、1つ目の質問です。忠岡町が誘致する産廃焼却施設の問題について、質問させていただきます。

3年前の町長選挙において、杉原町長は、ごみ処理方式を広域化に向け、スピード感を持って進めると公言していました。広域化に向けては、2020年6月11日に、泉北環境施設整備組合との協議を再開し、杉原町長が就任後の、あとですね。この1年後の翌年2021年9月16日に2回目、同年12月27日に3回目と、協議が開かれました。

また、忠岡町では、廃棄物減量等推進審議会の専門部会が2021年12月24日に初めて開催され、今後のごみ処理方針、方法として民間委託を考えていくと、その会議であ

り、その後、翌年2月24日の専門部会では、一般廃棄物処理基本構想（案）の中で、民間委託、しかも、産業廃棄物も一緒に燃やすといったような案が提示されました。

しかし、民間委託については、三重県伊賀市にある民間処理施設ほかに委託処理をするといった具体的な方法まで記載されていました。この間、わずか2か月であります。なぜ2か月の間で、具体的な案まで出せるようなことになったのでしょうか。

年末、12月24日から翌年2月24日の2か月間、どのような調査をされていたのでしょうか。答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

大まかな流れにつきましては議員がおっしゃるとおりでございます。令和3年度ですね。一般廃棄物処理基本構想策定の中で、クリーンセンター包括的整備運営管理事業が完了する令和6年4月以降のごみ処理方式について、具体的な検討に入ったところでございます。

忠岡町と住民にとって最も有益な方法を確認するため、これまでの考え方を一旦フラットにし、先進事例や他の自治体の処理について調査研究をしてみました。そうした中で民間委託というところが1つキーワードとして出てまいりまして、全国の事例を調査してきたわけです。そして、この近畿圏で、一般の自治体が民間委託をして処理しているという事実を知りまして、調査をしたところがございます。

それと、その処理施設につきましては、大栄環境株式会社の関連する企業でございます。大栄環境株式会社とはプラスチック製容器包装その他プラ処分業務委託及び排出プラスチック類の再生利用化処理業務委託の契約を締結し業務を行っている関係にございます。

定期的に営業に来られたりする場合もございます。そうした折には情報提供を頂くこともありましたし、直接、施設につきましてはいろいろな情報を入手をして、委託が可能かどうかということも含めまして調査研究を進めてきたということでございまして、ちょうどその基本構想を検討する間にそうした調査研究が行われたということでございます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

流れについては分かりました。答弁の中で、もともとその大栄環境のほうが忠岡町と、プラスチックのごみ処理とか、そういった処理の委託をされていたから情報提供として、

その施設についての調査をそちらで行ったということがありました。

その間、忠岡町から頂いた資料によると、12月の27日、先ほども言いましたけども、泉北環境との広域化に向けての協議が3回目、行われています。これは12月27日の午前中に行われています。その午後には今回の参入事業者ですね。大栄環境と町長と面会しているということも分かっています。この2つの会合が基本構想の案に反映されていたのでしょうか、この辺についての答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

すみません。その件については存じ上げておりません。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ちょっとこれ、回答いただけてないので、ちょっと町長のほうに直接、大栄環境と会われてると思いますので、その点についてちょっと確認させていただきたいと思いますが、そのときに会われたときの話の内容を、もし覚えていらっしゃいましたら教えていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

内容というのは、取りあえず民間のところであらうという内容でございます。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。3回目の質問になります。

5番（二家本英生議員）

流れとしたら12月の27日、この日というのは泉北環境との話し合いの最後の日でした。というのも、忠岡町が泉北環境のほうに委託に入ると仮定して、で、決算ベースで年間の費用を出してもらった、そういった日であります。その後に大栄環境さんと面会されて、先ほど町長がお話しされています民間のことを話を聞いたということでもあります。

その間ですね、あと、それが今後、2月24日にその専門部会の中で第3案目として上がってきた、その民間委託での案が上がってきたということになっています。この2か月間の間ですね、忠岡町のごみ処理方式として、もともと広域化で進めていくという話であったんですけども、この2か月間の中で大きな方針転換がされたのではないのでしょうか。基本構想の中で具体的なごみ処理事業先も記載されていたので、公民連携方式の具体化がされてきたように思われます。その点についてはいかがでしょうか。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ごみ処理方式につきましては、私が当職に就任いたしましたから、当然そのときは広域にという話もございまして、その協議が進んでおりました。話し合いも進めてきたところではございますけども、けど、本町のごみ処理を将来どのように進めていくのかということに對しまして、広域以外にほかの選択肢がないのかというところを調べるのは、これは当たり前のご話でございまして、職に就いたときから全国の先進事例等を調査してきたわけでございます。

そして、3つの、現行の施設を維持運営していく、そして2つ目が広域にと、3つ目の選択肢として民間委託ができないかというところの構想は早くから持っておりました。それを深く調査研究して、事例の状況も実際この目で見てもまいりましたし、そうしたところで基本構想という流れになったところでございます。

そして、その基本構想の中では、そうした処理方法の一つ一つをですね、基本構想のレベルではありますけども、積み上げて調査をしてきた。そして、その廃棄物減量の専門部会に諮ってご意見を伺うといった流れになったわけでございますので、2か月間で大きく方針が変わったとか、そういったことは決してないということをお申し上げております。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

分かりました。2か月間で調べてきたわけではないということなんですけども、やっぱりもともと大栄環境のほうで忠岡町と関連があったということで、そこにごみ処理のことも話を聞いてということが分かってきました。

続いての質問に移ります。

杉原町長が2020年の10月に行われた町長選挙においても、広域化を掲げていたのは、周知の事実であります。事前に行われた公開討論会でも、「広域化を進める」と発言されておりました。住民も今後の忠岡町のごみ処理は広域化に進むという認識が多かったと思われま。

しかし、忠岡町が選択したのは、方針変更となる公民連携方式による産廃焼却炉の誘致でした。この方針変更については、住民より疑問の声があります。選挙時からの方針転換、そして不安や反対の声を真摯に受け止めるのが忠岡町の役割ではないでしょうか。その役割を果たすために忠岡町はどのような取り組みをしていくのでしょうか。答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

令和2年10月以前よりごみ処理の広域化に向けての協議が泉北環境施設整備組合と進められており、また、クリーンセンターの老朽化により将来の施設維持管理費がかさむことが従前より想定されていたことから、広域化によりごみ処理費用の軽減を図ることが施策として掲げられていたというものと認識をしております。

令和3年度当初より本件に係る調査研究を進めてまいりましたが、少子高齢化、人口減少等に対応することも必要であったことから、広域処理に加え、先進事例や他の自治体の処理について調査研究を進め、3つの事業方式を比較評価するに至ったところでございます。

そして、調査を深めた結果、公民連携協定方式が最も評価が高い結果となったということでございます。

こうしたことから、ごみ処理費用というのは多額の費用がかかる事業でございます。将来の少子高齢化、人口減少を見ながらこうした費用をどのようにして抑えていくのか、そうしたことを十分に考慮した結果、こうした結論が出たわけでありまして、町行政としてこうした選択については必要不可欠であったというふうに考えてもおりますし、この事業が円滑に進めば行政のごみ処理費用というものは低減されていくというふうに確信をしております。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

すみません。私、質問の中で不満や反対の声を真摯に受け止めるのが忠岡町の役割ではないでしょうかということをお聞きしてたんですけども、今回の経緯とか話していただいて、その質問したことを、忠岡町の役割というのをちょっと伺ってないので、もう一度その点について伺ってもよろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

この本計画の事業内容を、当然ながらですね、住民の皆様にも周知をしていくということは必要であるというふうに思っております。そうした説明につきましては、法律や条例に基づきまして、今後新施設の設計が進んでいくわけでございますけれども、その中で環境影響評価やその他、許認可を取得する過程において住民の皆様にも情報を提供する場がござ

います。そうした中で詳細に、その頃には建屋の絵づらも、またいろんな性能も出来上がってくるかと思しますので、詳しく説明をしてご理解いただけるように努力をしてみたいというふうに思っております。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

現段階の中ではまだ詳しいことは周知できていないということで、これから設計とか環境アセスをする際に住民に対して周知していくということでした。

現状の中、今の中でこういう事業が進められていくというのは、まだ住民に対して周知には至っていないのが現状であります。それは、忠岡町の情報発信の少なさに問題があります。公民連携協定書が議会で可決された後、広報ただおかで、別刷りで資料を入れたのみで、その1回きりであると私は認識しています。とても、これでは住民への周知に至っていないと思います。やっぱり方針転換をしたのであれば、より丁寧な住民との議論が必要です。それは現在のところ忠岡町はできていないと言わざるを得ません。住民に対して対話集会などで開催するべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほども答弁させていただきましたけども、法律や条例に基づきまして行われる住民説明の機会もございますので、そうした折に説明してみたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

現状では説明することができずに、これから、先ほどの答弁でしたけど、環境アセスをする際とか、そのときに住民にも話をすることです。ただ、それでは遅過ぎるような気がします。忠岡町が進めていく計画でありますので、忠岡町がやはり主体となって住民に説明していかないといけないと思います。そういったことが今できてないという状況であるので、当然住民のほうから不安や反対の声が上がってくるのは当たり前やと思います。そういったことも含めて、住民にもこの計画をきちんと知ってもらおうというのが必要だと思います。もう一度ここで答弁、同じことになりますが、答弁お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

本日、河瀬議員からの一般質問にもございましたけども、この2月、3月に新しく中継施設が出来上がるということもございまして、住民の皆様にも新しく、そのごみを持ち込む状況も変わったりもしますので、この新たな新施設の進捗と合わせて周知できる方法を検討してまいります。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

2月、3月の広報で中継施設に関しては周知していくということで、そのときに合わせて新施設のちょっとした現状を伝えていくということでしたけども、それではもう計画が進んでいっている中でちょっと遅過ぎるような気がします。一刻も早く、まず今の計画を止めて、住民にもう一度説明していただかないといけないと思います。これでこの質問を終了します。

すみません、続いての質問に移ります。学校体育館の空調の設置に向けてです。

夏の熱中症対策、そして災害時、安心して避難できる場所の確保として、以前から要望していた小・中学校の体育館にエアコンの設置が、ようやく実現に向け検討されています。設置に向け、来年度どのような予算措置をされますでしょうか、答弁をお願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

議員お示しの小・中学校屋内運動場空調設置事業につきましては、調査研究を重ねた結果、緊急防災減災事業債を活用して設置する方向で進めているところでございます。

今後、令和6年度当初予算に実施設計を計上する予定でございます。実施設計が完了次第、工事請負費を補正予算にて計上し、事業の実施に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。やっぱり住民からも要望が多いことでもありましたので、できる限り早い段階での設置に向けて計画を進めていただきますようお願いいたします。

すみません、続いての質問に移ります。児童発達支援センターの設置及び発達支援事業の拡充について質問させていただきます。

児童発達支援センターは、先ほど尾崎議員からも質問があったと思うんですけども、2012年にそれまでの児童デイサービスや知的・難聴・肢体不自由児といった障がいごとの通園施設に分かれていた施設体系を一体化させ、身近な地域で障がい児やその家族への相談など、障がい児支援事業の中心的な役割を果たす機能を果たすため創設されました。

忠岡町においても、2018年から障がい児福祉計画において、児童発達支援センターを町内または圏域で1か所設置するというを成果目標にしていますが、現在も未設置となっています。

忠岡町でも児童発達支援センターの設置は必要だと思いますが、まずは現状の把握についてお聞かせ願いたいと思います。答弁をお願いします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

把握の方法といたしましては、今年度、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の改定作業中で、その際に手帳及び児童サービスの決定のある児童にもアンケート調査を送付し、ニーズ把握に努めているところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

ありがとうございます。今回、障がい児福祉計画が改訂されるに当たって、アンケートを送付しているという答弁でありました。そのアンケートについて、どういった方々を対象にして、何名の児童にアンケートを送付されてますでしょうか。また、その回答率としてはどれぐらいあったのでしょうか、答弁をお願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

身体障がい者手帳所持者9名、療育手帳所持者42名、精神障がい者手帳所持者11名、精神通院医療受給者3名、児童サービス利用者48名の合計113名の児童の皆様アンケート用紙を送付させていただいております。回答につきましては40名で、回答率は35.4%でございました。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

前回、第2次の福祉計画を策定した際にアンケートも実施してるんですけど、そのときのアンケートの回答率が38.9%でしたので、ちょっと下がってましたけど、回答数に関してはちょっと多くなっているというのもありました。それだけやっぱり障がい児が増えてきているということになってきます。そのアンケートもしていただいたんですけども、そのアンケートの調査の回答の中でどのような意見が多かったでしょうか、ご答弁よろしくをお願いします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

質問事項で、「発達に不安を持つ子どもが暮らしやすくなるために特に重要と思うこと」の問いに対して、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」と「地域における療育、リハビリテーション体制」がそれぞれ45%で最も多く、続いて「相談対応の充実」「小・中学校、高校での教育機会の拡充」「こども園・保育所・幼稚園での受け入れ体制」についても、約2から3割の回答がございました。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

状況の把握については分かりました。やっぱり「発育・発達上の課題の早期発見、診断」、それと「地域における療育、リハビリテーション体制」というのがやっぱり最も多いということが分かりました。それを踏まえて次の質問に移りたいと思います。

過去の一般質問においても、何度か児童発達支援センターの設置を求めてきました。今回の議会でも尾崎議員も児童発達支援センターの設置を求めています。しかし、まず専門職の確保が難しいこと、財政面など課題が多いことも伺っております。

ただ、障がい者支援事業を拡充させることはできないのでしょうか。アンケート結果でもあったように、地域における療育・リハビリテーション体制の充実は必要です。アンケート結果を受けて、今後、忠岡町で事業を拡充されることを検討してみたいかがでしよ

うか。答弁をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

児童発達支援センターの設置につきましては、専門職の確保、設置場所、財政面等の課題が多く、厳しいのが現状です。しかし、アンケート結果から、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」と「地域における療育・リハビリテーション体制」に期待するところから、理学療法士、作業療法士などの専門職を取り入れた教室などで対応できないかどうか調査研究してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

児童発達支援センターの設置はなかなか厳しいところではあるんですけども、これも忠岡町でそういった障がい児の支援となるような事業を拡充していくことが、やっぱり児童発達支援センターの設置に向けての一步だと思いますので、その辺は前向きに検討していただきたいと思います。

ちょっと例に出すんですけども、隣の泉大津市で、今年「にじっこ」という児童発達支援センターが開設されました。泉大津市ではそこで通所機能とか、そういった機能を持たせて、きちんと児童発達支援センターの役割をしてるわけですが、それ以前に泉大津市がやっていたことは、泉大津市役所の横に福祉センターがあるんですけども、その場所で通園サービス、そしてリハビリなどの訓練機能、そして相談業務をそこでやっていたそうです。民間に委託していたということもあるんですけども、やはり場所と専門職の確保さえできれば児童発達支援センターまで行かなくてもそういったサービスもできるということがありますので、近隣市の事業も参考にしながら忠岡町でも進めていっていただきたいと思います。

続いて、最後の質問に移ります。大津川河川公園及び新浜緑地のグラウンド整備について質問いたします。

町民グラウンドが、長年の懸念事項であった水はけをよくする整備工事が行われていません。来年の春の完成が待ち遠しいところではあります。一方、大津川河川公園や新浜緑地のグラウンドは、河川の増水や、雨によるみず道ができることにより、一部分が削れ、凸凹になっています。利用者が自主的に整備をしているところではありますが、根本的な解決には至っておらず、設置してから数十年経過していることから、本格的な整備が必要だと感じています。

そこで最初の質問ですが、各グラウンドの現状の確認や調査は定期的に行われていますか、答弁をお願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

大津川河川公園につきましては、現在のところ定期的な状況確認調査については実施しておりません。河川の増水後や利用者などから不具合等の通報があれば、その都度現場確認の上、できる範囲での対応を行っているところでございます。

今後はできる限り定期的な状況確認に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

新浜グラウンドの状況につきましては、現場に出る際に目視にて確認するよう努めているところでございます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

それぞれ、グラウンドの状況の把握の方法はお答えがありました。

冒頭でも申し上げましたけども、やっぱり根本的な整備ができていない。凸凹な部分も多いとこです。また、河川敷グラウンドについては、河川が増水したときに水没することもある、その都度、土が流れてしまっています。グラウンドの一部は、土が剥げて、基礎のコンクリートというか、そういう部分が見えているところもある、転倒によるけがも心配されます。安心して使えるように整備が必要と感じています。

忠岡町の今後の整備についてお伺いしたいと思っておりますので、答弁をお願いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

大津川河川公園内のソフトボール広場につきましては、河川敷内に設置していることから、大雨などで増水した場合には当然大きい影響を受ける施設であると認識しております。そのような状況であり、恒久的な整備にはなじまない施設であることから、現時点で

は抜本的な整備については考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

新浜のグラウンドにつきましては、大阪府と協議しながら進める必要がございますので、現状を鑑み、整備が必要であれば協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

それぞれ今後の整備方法等々お伺いしましたが、やはりなかなか本格的な整備というのは、特に大津川の河川公園というのは土地柄もあって、なかなか厳しいところではあります。ただ、やっぱりグラウンドを使ってもらってる以上は、やっぱり忠岡町で、まずけががないように使ってもらおうということがまず一番だと思います。

例えば土の搬入とか、そういった回数も増やしていただいて、利用者とともにグラウンドの整備を行ってもらって、安心して使用できるような形で、そういう形で努めていただくよう要望したいと思います。

これで一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。14時35分から再開いたします。

（「午後2時24分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後2時35分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、前川和也議員の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

大阪維新の会の前川でございます。マイクも新しくなり、そして字幕テレビも今日から設置されたということで、気持ち、ゆっくり目に質疑を試みようかなというふうに思っています。

今回の一般質問は、10月に本町役場にて締結されました泉大津市、高石市、そして本町との2市1町の広域連携に関する協定から質問させていただきたいというふうに思います。

4年前、私が初当選させていただいて、そこで初めての一般質問で、広域連携についても質問させていただきました。そのときは高石と泉大津と、そして忠岡に加えて和泉市の、泉北3市1町の市長、町長による広域連携を目指した懇談会が設置されているということで、その稼働状況とかこれからの取り組む姿勢について尋ねたものでありますが、その会議体と比べると、今回の2市1町の協定は、かつてのものとは比べると進展の期待のできるものであるなというふうに、私も締結の場に立ち会いですね、そう感じたところがあります。

もちろん協定が締結されたばかりなので、これからというところで、その点は重々に承知をしながら質問させていただきたいというふうに思っております。協定には5項目ありまして、それに沿って質問を行います。

まず1点目、広報及びサービスの相互利用に関することについてであります。広報につきましては、既に各市町の広報紙において、それぞれの地域のイベント情報が掲載されております。最新の広報ただおか12月号におきましても2ページ目にそういうページを見ることができました。そこで、相互に利用できる住民サービスとは何か、まずはお尋ねしたいと思います。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松町長公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

泉大津市、高石市、忠岡町のいわゆる2市1町広域連携につきましては、議員申されましたとおり、今年10月16日に地域の持続的な発展に向けて広域で連携し、地域における課題解決と地域の活性化を図ることを目的として協定を締結したところでございます。

広報紙につきましては、議員からもございましたように、11月号から2市1町が歩調

を合わせて、各広報紙にイベント情報などの掲載をスタートしたところでございます。

広報紙以外の取組に関しましては、サービスの共同利用に関する事、事務の共同処理に関する事、人材に関する事、交通に関する事、内政に関する事などが掲げられておりますが、これらにかかわらず必要に応じて相互に連携できることについては今後模索してまいりたいと考えているところでございます。

なお、相互に利用できる住民サービスにつきましては、2市1町の中で公共施設、ホールとか公民会館等ございますが、公共施設等の利用などについて調査研究していく予定でございまして。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まさしくこれからというところで、その中において公共施設というようなワードが出てきました。次長おっしゃるように公民館とか市民会館とか自治会館とか、そういったものが挙げられるかなと思うんですけども、公共施設の中で図書館ということに着目をしたいなというふうに思っております。

で、図書館についてはもう既に泉北地域図書館相互利用というサービスが、もう現時点で運用されていまして、ぜひこのサービスに基づく本の借り方とか返し方とか利便性の向上ですね、とか、また各市町が連携し補完し合い、単独では収集できないような高度な専門書の分担収集という展開も可能かなと思いますので、ぜひ公共施設という中にはこの図書館ということもぜひ検討課題に入れていただきたいと思いますというふうに思いますが、どうでしょうか。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議員申されました図書館につきましては、現状、共同運用している部分もございまして、今後より高度な利用につきましては2市1町で調査研究し、協議してまいりたいと考えているところでございまして、よろしくお願いたします。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

かしこまりました。

それでは、次、（２）の事務の共同処理に関することに移りたいと思います。総務省に設置されました地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会の報告書では、この共同処理に適しているものとして、定型的で裁量の余地が小さいもの、規模の拡大による効率化が可能なものと、そして専門性が高く一定の規模があることが望ましいものと、これらが共同処理の対象に上がる事務の特徴であるということなんですけども、本町で想定される、これからの共同処理、何が適していると思いますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本協定に基づきまして、第1回の人事の検討会議では、必要性を認識し、様々な面での連携を模索していくということで会議が終えたところでございます。今後、それぞれ置かれている状況は異なりますが、連携の検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まさにこれもこれからというところなんですけども、例えばですけども、2018年の大阪府市町村課、これは副町長の古巣でいらっしゃるかと思うんですけども、現在の市町村局ですね。こちらが出された報告書では、共同事務の具体例として公平委員会とか行政不服審査会ですね。これらが具体例として挙げられ、区域を越えた連携の広報事務として取り上げられております。

また、これらもですね、行政委員会ではないんですけども、岸和田と高石とでは越境的に文化財の調査を共同実施しているわけなんですけども、この府が具体的に挙げられました公平委員会とか行政不服審査会という分については取り組めるかどうか、どう思いますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご指摘のように高石市が岸和田市に文化財調査員を委託しているということも聞いております。本町において必要とする専門職は常駐していただかないとできない業務を担う専門職でございますので、2市1町での兼務というのは難しく感じますが、連携することによるケースとしてよいものがあれば取り入れてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

まあ、ちょっと難しいというようなご回答だったんですけども、この公平委員会に限って言えば、全国的に見ると決して珍しいものではないんですよ。共同で事務処理を行っているというのは。たくさんですね、全国的には事例がありまして、ただ府内では南河内の一例だけかなというところで、全国的には共同処理をしているところが多いということで、メリット、そしてデメリットの情報も全国的にたくさん蓄積されていると思いますので、デメリットの有無だけではなく、メリットの部分にも目を向けて2市1町のこれからの会議に挙げていっていただきたいというふうに思っておるわけでありまして、次の（3）に移りたいなというふうに思います。

次は、人材の共同採用についてであります。恐らくこの連携協定の一番の背景とも言えるかもしれません。技術職の人材の確保が困難を極めているということで、長年の懸案事項、これは忠岡だけじゃなくて大津も高石も全域的にだと思っておりますけども、実際に広域連携による採用で技術職員を確保した事例が大阪府にも、大阪府内にもあるかと思いますが、この我々の2市1町の枠組みにおいて、いかにして人材の確保を行っていくのか、ご答弁お願いできますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

泉大津市、高石市との広域連携に関する協定において目標とするものの1つが人事の連携でございます。土木、建築職を初め各種技術職が、専門性が高く人材確保、育成が難しい職種として挙がってくるものと考えております。事例としまして、先ほどもありましたけども、大阪府東部の2町1村では共同採用を実施しております。

まず、共同で採用事務を行うことにより、単独で採用を実施するより多くの受験者が応

募するという利点がございます。一方、内容としまして、受験者が応募の順位をつけて応募すると聞いており、共同実施自治団体の規模が違えば、応募順位の低い団体では試験合格者の上位を確保できないのではないかと懸念もございます。そういったことも含めまして今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

先ほどの公室長のご答弁でも大阪府内の実例を挙げていただきましたが、全国的な課題ということで、大阪府以外ですね、先ほどは大阪府内でしたけども、大阪以外の実例があります。

例えば広島におきましては、各自治体の技術系のOBの職員さんをデータベース化してOB名簿というのを作成して、市町村間で共有とか活用とかされているということでした。そして、ほか、神奈川県とか福井県、熊本県ですね。これらで検討されているのが県でそういう技術職員さんを上乘せして、上乘せ採用してですね。そして、その採用された職員さんを市町村に派遣するというやり方でありまして、これを2市1町で、我々の2市1町で受け皿をつくって共同で受入れ体制を整備していくというやり方についてはどうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ご指摘のとおり、熊本県では本来県で必要な技術職の人数以上に上乘せ採用して市町村に派遣していると聞いております。本町におきましても本年8月に国と大阪府に要望活動を行う際にも、熊本県の事例と同様の対応もお願いしたところでございます。今後も必要な人材の確保に向け検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

もう既にそのような考えを持って、国と大阪府にも町政の要望という形で行ったということでございました。こちらについては先ほど申し上げたとおり、2市1町での受け皿の枠組みということで繰り返し、これは本町だけじゃなくて、これ、要望自体も2市1町で一緒に行ってみてはどうかというふうに思っておりますので、ぜひこれも検討課題に挙げていただきたいと思いますというふうに思います。

次に（４）番の避難所・交通に関する事で通告をさせていただきました。これもジャンルは違うんですけども、一括してこれはお尋ねしたいというふうに思います。

まずは避難所についてですけども、高石市と泉大津市とでは両市の境界付近に避難所があるということですので、相互運用を想定しているものというふうに思われますが、我々忠岡にとりましては、泉大津との間には大津川がありますが、そういうような地理的環境の中ですね、本町にとっての避難所との連携とはどういうことをイメージしておられるのかなというところと、そして交通についての部分なんですけども、泉大津市はふれあいバスと、高石市ではらくらく号という、そして本町では福祉バスという名称で、福祉の向上を目的とするバスが運行されている状況であります。これらの福祉バスが区域を超えて運行して、２市１町の皆さんが行ったり来たりできるようになればいいなというようなことを想定されておられるのか、お答えいただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所の広域連携に関し、現時点で２市１町間での特段の協議や意見交換ができていない状況ではなく、２市の意向もつかめていないことから、今後、２市１町間において意見交換を行い、避難所の連携の方向性について研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、福祉バスについては、現在、各市町の住民が相互利用できるよう現在協議しているところでございますが、２市１町で共同し利便性の向上に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

９番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

９番（前川 和也議員）

避難所については全くの白紙状態であるということでした。今後の議論を待ちたいと思いますけども、ここで避難所で使う災害物資、これも私、たびたびこの議会でも取り上げさせていただきましたけども、この災害物資の共同調達、防災グッズですね。この災害物資の共同調達も、これは単純な話で、みんなでたくさん買えば単価が下がるというところで、これをぜひ検討課題に上げていただきたいと思いますというふうに思います。

福祉バスについても、検討ということでした。本来この福祉バスの話はですね。項目で言いますと冒頭のサービスの相互利用に当たる部分であるかなというふうにも思います

が、これ、運行とか便数の増えるとか運行コースが変わるとか、そういうような状況、展開によっては福祉バスからコミュニティバスというふうに、交通政策にもなり得る可能性も含んでいるのかなというふうに捉えたため、この交通という項目の部分にてお尋ねをさせていただきました。

これも相手方のあることで、現時点での一方的なお話はできないことは重々承知しておりますが、バスの運用についてもそのような、2市1町の方々が行ったり来たり、気軽にできるような、いうふうになればいいなということで取り上げていっていただきたいなというふうに思いますが、それでちょっとご答弁いただけますでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

避難所の部分について私のほうからご答弁をさせていただきます。ご指摘いただきましたご意見を踏まえまして、まずは2市1町で、現在抱えている避難所の開設、運営等に係る問題点を抽出し、それぞれの取組について意見交換を行う中で連携手法を見いだしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

まずは2市1町で、福祉バスの相互利用ということで話を進めております。町域、市域を越えてとなってくると交通部門という形になりますので、その辺はまた改めて課題として残るかと思いますが、町もその延長で連携してまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

あくまでも今回の質問は福祉バスということですので、相互利用ですね。でも、前進すればですね、これの前進というのは大きな前進にもなり得るかなというふうに思いますので、これについても取り組んでいっていただきたいというふうに思うわけでありまして、最後の項目に移りたいというふうに思います。

最後は、泉州地域都市制度勉強会についてということで、通告をさせていただきますし

た。

こちらの勉強会は、高石以南の自治体で構成された勉強会でありまして、中には参画していない自治体もあるかと思いますが、この勉強会というのは2市1町の協定と関連している部分がたくさんあるかのように思います。そこで、この泉州地域都市制度勉強会の性質というか中身について、そして開催状況とか今後の展開について、まずはお尋ねしたいというふうに思います。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

現在、8市3町が参加する泉州地域都市制度勉強会でございますが、急激な人口減少が進む中、様々な行政課題に対応するためにはどのような共通課題があるのかなどについて、広い視点での勉強会や、情報交換の場という位置づけの認識をしているところでございます。

一方、2市1町広域連携につきましては、地域の持続的な発展に向けて、高石市、泉大津市、忠岡町で連携し、地域の活性化を図ることを趣旨とし、先ほどの広報紙の共同掲載を初め、公共施設等のサービス利用、交通、人材などの共同化を推進するという具体的な事業連携を図るものと位置づけております。このような趣旨等の異なる点から、重複や無駄という視点では捉えることはできないものと考えてございます。

泉州地域都市制度勉強会の実施状況ということでございますが、首長の参加による勉強会、ワーキンググループ会合など、年3ないし4回程度開催されているところでございます。また、今後の取組につきましては、毎年テーマを定め、外部講師を招くなどによる勉強会や意見交換を行っていくとしてございます。

それと、なお、先ほどの2市1町の件でございますが、議員より図書館の共同利用についてお話がございましたが、これにつきましては当然、所管する教育委員会の間での協議というものもございますので、申し添えをさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

2市1町の連携協定と、そしてこの泉州の都市制度勉強会との違いについて、今ご答弁いただきました。2市1町のほうがより実務的というか、より具体化を求めて行動する協定であるなというふうに感じます。確かに泉州都市制度勉強会のほうは、本当に高石以南、全ての自治体なので、個性豊かな首長さんも多く集う会議体ですと、なかなか前に進

みにくいというような部分もあります。

そしてまた、冒頭で私、申し上げました。かつてはこの2市1町に和泉市も加えた広域連携に関する懇談会があったんだけど、あるだけだったというような、当時答弁だったと思いますが、なかなかこの広域連携というのは進まないものです。

ただ、今回の2市1町の協定に関して言えば、本当に一番いいなと思っているのは、市長と町長のこの人間関係が極めて良好であると思います。これはもう常日頃、公務以外の部分でも、プライベートについても非常に親しくされているんだなというふうにお見受けいたします。こういうような広域連携というのは、首長より前に事務方さんが進めるわけでもないで、やっぱりこの首長同士でタッグを組んでしっかりと連携して意思統一を図っていただいて、そして事務方さんに号令をかけるというようなことが、これは大事なかなというふうに思います。

そこで、この2市1町の協定についてなんですけども、そこまでこの実務的な、より具体化を追い求めていく協定というところで、最後、町長の決意を改めてこの議会の場で答弁していただきたいなというふうに思います。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

先ほどからも各課から答弁がございましたように、既に広報紙での共同掲載がスタートいたしまして、先日、商工カーニバルのほうも2市の広報に記載したところ、多くの方々、今までの来場記録をはるかに記録を破る8,000人の来場をいただいたというのも効果の1つだと感じているところでございます。

今後も、畑中高石市長また南出泉大津市長と連携を密にしながら、共同して進めていくことができる部分については調査研究しながら、魅力あふれる地域づくりの積極的な取組についてしっかりと考えてまいりたいと決意しているところでございます。

そして、例月の部課長会でも再認識させるように、課員の人間にまでつつがなく、しっかりとですね、この広域についてはどういうことやということをしっかりと認識していった上で、2市1町のしっかりとしたキャッチボールができるように、また、ストレートが速いスピードで来るとき受けれる、またこっち側から変化球を投げたときには答えてできるような2市1町でありたいと思っておりますので、また議員の皆様方にも、またいろいろとご協力願うこともあるかと思っておりますけれども、しっかりと地に足を着けながら広域連携を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

ぜひこれは町長、よろしくお願ひいたします。

今回私、この質問をさせていただくに当たり、このお隣、泉大津市議会でも全く同じことに関して質問されるという議員さんがいらっしゃいます。この地方自治ですね、この議会と首長さんと両輪のごとく一緒に連携し合って、この広域連携、2市1町で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、今回の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

1 2 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

1 2 番（河野 隆子議員）

1 2 番、日本共産党、河野です。一般質問をさせていただきます。

私の質問は、忠岡町が誘致する産廃焼却施設についてでありますけれども、その質問に入る前に、11月22日に住民の方から「産廃焼却施設の計画、地域住民としっかり話し合ってほしい」と、こういった請願が出されて、9,913筆の署名もつけられております。これは住民が議会への請願が出せるという、住民自治が反映させる素晴らしい制度であるというふうに思います。地域のことは地域住民が自ら決めていくという、これこそが住民自治ではないでしょうか。その反面、町からの説明が不十分であるという現れでもあるというふうに思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。始める前に番号、1番、2番とあるんですが、1番と2番をちょっと順番を変えて質問させていただきたいと思います。議長、よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい、許可します。

1 2 番（河野 隆子議員）

ありがとうございます。では、まず2番のほうからさせていただきます。

忠岡町が誘致する産廃焼却施設についてです。現在、稼働しているクリーンセンターは令和2年、令和3年と約6億円もの修理代を入れてきました。広域、つまり泉北環境との協議にまだ時間がかかるということで、長期包括の契約が10年たった後にも修理をして

一般家庭ごみを燃やしています。約6億円に、令和元年も含めると約7億円投入しています。まだ数年使えるというふうに考えております。

そこで、確認です。これだけ修理代を投入しております。数年使えますね。答弁をお願いいたします。使えるかどうかだけ答弁をお願いいたします。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ごみ焼却施設は、そもそもの話ですけれども、ごみ焼却施設は複雑で総合的なプラント部品を組み合わせた施設でありまして、部分的な故障でも全体が停止をしてしまいます。プラント部品の多くは受注生産品であるため、長期にプラントを停止することもあり、そうした事態とならないようプラント改修を進めてまいりました。

また、ごみ処理施設は、焼却による高温曝露、腐食性ガスや液体に触れる機器、24時間連続運転の機器が多く存在し消耗しやすいため、定期的な維持更新工事が必要不可欠であることも、更新工事が必要な理由であります。

この工事に関しましては、令和6年3月末まで安全かつ安定的にごみ焼却処理ができるよう計画し、実施をしたものでございます。

そしてご質問の、これがまだ使えるんじゃないかということですが、それは必要な費用をかけていけば1年、2年、3年とですね、どれぐらい使えるか分かりませんが、機器については使用できるというふうに考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

プラントですから大変複雑な中身になっているというふうには思いますけれども、使えるというふうに解釈をしております。これまで延命化工事をしまして、約7億円ほど入れていると思います。まだ使えます。当時、この長期包括が終わった後ですね。この修理に関しましてですが、当時の担当課も、説明では令和9年まで使えるというふうに私たちは説明を受けております。ですが、来年3月末をもってこの使える、このクリーンセンターを、焼却炉の火を消してしまうという、それが今、本町の計画であります。

忠岡町が産業廃棄物焼却炉の誘致をする、建設、稼動するのは9年先という説明もこれまでにございました。首をかしげていらっしゃるので、9年先というふうに聞いていますよ。9年もあるんですね。9年もあるのに、まだ焼却できる、動くこのクリーンセンター

をですね、火を消すというのはいまだにおかしいというふうに思います。運転管理の契約が切れるというのは1つの理由とされておりますが、契約を更新して、この先、2年、3年かけて動かせばいいというふうに思うんです。そうすることで住民の話し合い、意見を聞く、懇談する、そういった期間を十分取ることができます。

今、答弁がありましたように、忠岡町のクリーンセンターはまだこの先、数年は使えるというふうに私は思っています。それなのにですね、忠岡町は来年4月1日から一般家庭ごみを三重県伊賀市の三重中央開発まで毎日、9年間ですね、運搬・焼却を委託するという協定を締結しました。

そこで、1番の質問になりますが、なぜそんなに遠くまで町民のごみを運んで焼却するのか。し尿処理場は今もう撤去されています。それは現在、中継施設を建設するということが、し尿処理も撤去されています。今、建設中ということですね。それは町民のごみを集めて三重県伊賀市まで運んで焼却委託するためであります。まだ動くこのクリーンセンターですね。これがあるのに、なぜわざわざその火を消して、遠い三重県伊賀市まで毎日ごみを運ぶのか。

9年後に稼動する新たな産業廃棄物の焼却炉建設については、現在、基本協定を結んだというところで、まだ実施協定はこれからです。それが結ばれてから大阪府の許可を申請するという流れであり、もう決まったと思われている住民もいらっしゃいますけれども、まだ決まっていない、そうではないということでもあります。

9月の是枝議員の質問で、府の許認可を受けていない現段階では、焼却炉の建設が決まったとは言えないということは明らかになりました。谷野部長も、公的な許可については取れていないので、現時点では着工することはできないと、このように答弁されておられました。工事着工はまだ決まっていないということでもあります。

なのに、来年3月末で本町のクリーンセンターの焼却炉の火を消して、建設中の中継施設に町民皆様のごみを集めて、遠い三重県の伊賀市まで運んで焼却委託するというのは納得ができません。忠岡町のクリーンセンターで今までどおりにごみを焼けば、まだ中継施設を建設しなくても済むのに、何でこんなに急ぐのか。来年4月から伊賀まで運ぶという計画なのか、急ぐ理由は何なのか、それについてお聞きしたいというふうに思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

多くの話をいただいたわけですが、私が使えると申し上げたのはプラント部分のごとでございまして、まだ数年使えるのではないかとということですが、クリーンセンターは建築後37年が経過をしております。確かに更新した機器につきましては、その更新

した部分は使えるかもしれませんが、建屋であったりとか煙突であったりとか、そうしたものにつきましては建設した当時の構造のままです。煙突につきましては部分的に補修はしておりますけども、機器以外のところは老朽化が進んでおります。

ごみ処理は、先ほど言いましたけども、腐食性ガスが発生する建屋内でございます。上屋は鉄骨でございますので、そうしたさびが進行している。一応建設が60年ということですから、新耐震の基準ということではありますけども、それは建設した当時の体力があつてのことでございます。いろんな災害を想定した中で、安定的、安全に運転をするためには、機器だけでなくて建物を長寿命化というんですか、そうしたところも併せて行わないと、運転できると申し上げる状況にはまずありません。

それでは、また質問にお答えしますけれども、なぜ急ぐのかといったところですが、令和4年に実施した仮称地域エネルギーセンター等整備運営事業、公募型プロポーザルにおきまして、ごみ焼却施設が完成するまでの間、クリーンセンター敷地内に整備される建屋をごみ中継施設として活用し、事業者グループの代表企業または子会社が所有する一般廃棄物処理施設にて処理を行うことが提案をされました。その後、事業者が決まりまして、本年2月8日に締結された同事業に係る公民連携の基本協定に基づき本町の一般廃棄物を委託処理するものでございます。

実施協定につきましては中継施設、ごみ中継事業に関してはもう実施協定を締結してございます。確かにこの後に行われる新施設に関する実施協定はこれからになるんですけども、これもこれから基本協定に基づいて設計を進めてまいりますので、一定進んだ段階で締結なされていくということ。それと、公民連携協定を結んだときに全体的なスケジュールなども話し合われました。そうした予定に沿ってこの事業を進めるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

プラント部分とかいろいろあるというふうな、今ご説明でありましたけれども、1年で止まるといった焼却炉ではないというふうに私は思っております。

中継施設につきましては、中継施設については実施協定も結ばれたということで、9月の26日でしたか、ごみ処理施設調査特別委員会が開かれて説明もございました。これは、し尿処理施設解体撤去工事の完了と中継施設の概要についての説明でありました。し尿処理施設の解体費用が約2億円、伊賀市までのごみの運搬費用はトン当たり6,000円で、ごみの処分及び再生利用はトン当たり3万5,000円という説明であり、これにはし尿処理の解体費用約2億円の費用が含まれているという説明でございました。

で、この2億円の根拠の資料をね、私たちは求めました。日本共産党として求めましたが、3社で構成されたSPC側の見積書になるので、出す予定はないし、そしてSPCが自社のあらかたの単価というところも持っているでしょうから、そういうところを使いながら見積りを取って確認されたのかなというふうに思うという、こんなちょっと曖昧な説明でありました。で、3万5,000円の中の含まれている解体費については、町は実際、2億円のその決めた方法とかについてあまり深く踏み込んだことはしていないという説明もございました。これでは適正な金額なのか、議会でチェックすることはできません。

中継施設から三重県までの運搬処理費用の根拠が明らかにならないというのは大きな問題だというふうに考えています。その説明責任を果たさないで、来年4月1日から三重県までごみを運ぶというのは到底理解できません。

府の許認可、これが下りんことにはいろいろ計画が進められない。今後、新炉の建設には進めないということもあります。ですので、こんなに急ぐ必要はあるのかと。その理由は何かというのは、私は今、谷野部長、答弁いただきましたけれども、ちょっと説明不足じゃないかというふうに思うんです。

忠岡町はこの中継施設が建設されるし尿処理場の撤去費用約2億円の根拠の資料も提出がされない中で、この約2億円は誰が払うんですか。忠岡町民の税金から払うんですよ。なので、やっぱりこの中継施設から三重県までの運搬処理費用についても根拠を明らかにしてほしいというふうに思います。

忠岡町が負担する費用が、相手企業の言い値であることも含めると、費用の内訳、これは明らかにしてください。なぜ遠くまで町民のごみを運んで焼却するのか、説明になっていないと思いますので、もう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

2点ございました。

解体費用につきましては、そもそもですね、議員が今、6,000円、3万5,000円とおっしゃっていただきましたけども、これは我々がプロポーザルを行って事業者側から提案された金額でございます。その提案された金額に基づいて事業者選定が行われて、その後、基本協定の締結に至ったということでございます。そのときに前提としていたのが解体費用2億円ということでございます。今、前回議員の皆様にご説明したときからちょっと協議も進んでいまして、かなり低減されています。半分以下になっています。

それはどういうことになるかといいますと、この運搬費用の中に反映されます。ですか

ら、この提案された事業費の中から、その解体費用が低減されただろう費用を低減させたものが委託契約になっていくというふうに思っております。その費用の詳細につきましては、まだ詳細に詰めができておりませんので、予算委員会であったりとか、その前に本件に係る調査特別委員会、そうした折に少し詳しくエビデンスも含めて説明させていただけたらなと考えているところでございます。

それと、府の許認可がということがございましたけども、これは一定、設計とか検討作業が進まないとアセスメントの資料もできませんし、これはスケジュールに沿って設計作業が進めば次の段階、アセスメントに行く。で、それが一定進めば都市計画等の手続に行く。それが済めば次は建築確認になったりとか開発行為の許可であったりとか、そうした段階に進んでまいります。これはその折々にスケジュールに沿った形で行っていくというふうに思っておりますので、特に急いでいるというような感覚はございません。今は、その全体、もう10年を切っておりますけれども、その全体スケジュールの中で予定どおりに事業を進めていこうというところで取り組んでいるところでございます。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

いろいろとご説明いただきました。その中で、「急いでいる感覚はない」ということを今、担当部長、お答えになりました。

しかしですね、この計画を進める上で一番問題なのはね、忠岡町の住民の皆さんがこのことを知っているかどうかということなんです。ほとんどの方、知りませんでした。徐々にちょっと知っているという方も増えてきておりますけども、中身がよく分からないと、そういったことです。そんな中で進めていっていいのかと、そこが問題なんです。

このような町の進め方というのは、すみません、もう3番に入りますけれども、このような町の進め方というのは、住民に選択肢を与えない、民主主義的な手法では取っていないということは指摘させていただきます。住民と一緒に、ごみをどういうふう処理をしていくのか、まずは例えば減量化に取り組んでいこうというのも1つの話し合いでありましょうし、こんなことはやっぱり住民と一緒に進めていかなければいけないことではないというふうに思います。忠岡町だけがやろうとしても住民と一緒に、そして住民参加で進める、これが住民自治、何よりも大切なことだというふうに思うんです。そうではないでしょうか。その住民自治についてはどうお考えでしょうか。これは町長にお答えいただけますでしょうか。町長、住民自治についていかがお考えでしょう。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

今までもたびたびと説明会もしましたので、私は住民にはしっかりと説明したと思っています。また、これ以降の問題につきましては、また先ほど部長からも説明があったように、また住民さんと説明をしてまいりたいと。肅々と前へ進めたいと思います。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

住民自治が大切であるということは今言わせていただいたわけなんですけれども、このごみ処理をするというのは忠岡町の責任ですということですので、このごみ問題ね、どういうふうにごみが処理されていくのか、この先ね。そのことに権限を持たないといけないというふうに思うんですね、忠岡町が。

しかし、いずれ今の計画でありますと、この先、全て民間に依存するというので、産廃として焼くわけですから、どれだけ忠岡町がそこに介入できるのか。そこ、分かりません。ということで、忠岡町の自治権ということを守ることになるのではないかと、そういうことも言わざるを得ません。住民自治と、そして忠岡町の自治権、大事なことだというふうに思うんです。

そういうことで、やっぱり住民が納得して、安心できるごみ処理、どう進めたらよいか。これはやはり民主主義と言うたら、ちょっと何と、はっきりは言えませんが、やはり住民の声をよく聞く、そして急ぎ過ぎだということ为先ほどから言うてます。やっぱり数年かけて、これはしっかりと住民と議論していかないといけないというふうに思うんですが、最後にご答弁お願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

ご質問いただきました。数年ということでしたので、その数年先に、じゃあどのようにして処理するのか、そこもやっぱり大切なことだと思うんですね。我々は、やはりこのごみ処理行政というのは、議員がおっしゃいましたとおり、本町には大変な責任がございます。途絶えさすことなく、ごみを処理していかなければならない。そうした責任を全うするがゆえに、今回の計画も3つの案の中から精査しながら決まってきたということもございます。

本町におきましては、そうしたごみ処理業務を途絶えさすことなく、また、そのかかる

費用につきましても、当初ですね、大阪府下で住民1人当たりの単価というところも説明させていただきましたけども、大阪府民の平均的なところの単価の中で処理をしていく、そうしたいろいろな状況の中でこの行政を責任を持って進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

このごみ処理をどうしていったらいいのかということでもありますけれども、広域、この話を進めていくと、それを切ってしまうと、そういうことがあってはならないというふうに思いますので、ぜひこれは住民の声を聞いて進めていっていただきたいというふうに思います。

すみません。次に補聴器の購入の補助について質問をさせていただきます。

2019年、世界保健機構（WHO）の発表によると、難聴は認知機能低下、認知症リスク増加に関与しているとされ、難聴があると認知症リスクが約2倍と言われております。

そこで、非常に負担の重い補聴器購入ですね。これを町の補助、これについては今まで何度も私、質問もさせていただきました。その後、当局は検討、調査されたのでしょうか。その点についてお答えをお願いしたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

大阪府下での加齢性難聴に係る補聴器購入助成は、貝塚市、富田林市、交野市、泉大津市、岬町の5団体が実施しており、貝塚市では令和4年の1月から、他の市町では令和5年度からそれぞれ実施されております。各市町ともに問い合わせは多くあるようですが、申請に至ったのは数件とのこと。また、開始から日も浅い制度でございますので、今後も申請状況や効果の調査を続けてまいりたいと考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

今、部長からお答えいただきました。大変ね、前回より補聴器の補助されている市町が増えていくということでもあります。

せんだって私、質問したときは、貝塚と泉大津市さんだけがされていたというところで、泉大津市は令和5年度からやっておられるんですけど、この泉大津市さんのええところは50歳以上を対象にされてるんですよ。どこも65歳以上というのが多いと思うんですが、50歳以上、非常に手厚くされているということで、大変評価できるというふうに思います。

そこで、今、岬町というお話もございました。岬町は非常に忠岡町と似ている類似団体であります。そこがもうやり始めているということでありまして、ちょっとこれは泉元部長のほうからもお聞きしておりましたので、ちょっと岬町のほうにも私、問合せをいたしました。

岬町は今年5月からこの補助をやっておられるそうなのですが、65歳以上の町民非課税の方であります。ただ、上限が5万円なんです。金額は大きいというふうに思います。で、1年の予算ね、幾ら組んでおられるんですかというのと、100万円。100万円の予算を組んで実施をしているということで、今のところ5人しか対象者、これを使った方は5人しかおられないということでもありますけれども、やはりたった5人であってもね、わずか100万円の予算でこの補助できるんですよ。ですから、大変無理な話ではないというふうに思うんです。

やっぱり認知症というのはね、難聴、これが非常に因果関係があるというふうに言われています。この2017年の7月に開かれた国際アルツハイマー病会議の中でも、認知症のリスクの約35%が難聴を予防することで対策ができるということで、最大のリスク要因が難聴だということを発表されているわけなんですね。

やはり難聴になるとコミュニケーション取れません。せんだって社協さんがやったバスツアー、そういったのも民生委員の方からお誘いもあるけれども、ほとんど耳が聞きづらいから、行きたいけれども、そういったところには行けない。人がたくさんいてるところに、話が聞き取れないから、もう行きたくないんだと、そういったお声もありました。

ですので、これだけね、貝塚、泉大津、岬、交野、富田林までこの補聴器の補助が広がっているということで、大きな金額、要らないんですよ。この100万円組んだらできます。ぜひこれはもう検討というよりも、新年度ぜひこの100万円の予算を組んで補聴器購入の補助、これを町でも実施していただきたいというふうに思います。もう一度答弁お願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

難聴は認知症のリスクを高めると言われていますが、補聴器装用による認知症の予防効果は現在も国により調査中ですので、今後もその動向について注視してまいります。

一方、超少子高齢化により介護サービスの需要の増加が見込まれる中、要介護状態等にならないための予防が重要でございます。聞こえづらさからの弊害による下肢筋力の低下や社会的な孤立といったフレイル状態にならないよう、フレイル予防としての側面からの効果についても、補聴器購入補助を実施している市町村の状況を調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

もう私、この補聴器の質問、3年ほど前から何遍もしています。で、調査研究、そういった答弁でありますけど、いつまで調査するんですか。その認知症にこの補聴器が有効かどうかというのは、ちょっとまだ調査中と、前回そういったご説明もありましたけれども、しかし、他市でやってるんですからね。ですから、もうぜひこれはやってください。いかがですか。これを最後にします。

議長（北村 孝議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

補助事業の実施に当たっては、国、府、近隣の市町村の動向や補助を実施している市町村の長期装用による認知症やフレイルへの効果を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

ぜひしてください。前向きに。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか、河野議員。

12番（河野 隆子議員）

終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

なお、議事の都合により暫時休憩をいたします。15時40分より再開をいたします。

（「午後3時32分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後 3 時 4 0 分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、今奈良幸子議員の発言を許します。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

議長のお許しをいただきましたので、1 つ目の項目であります森林環境税、森林環境譲与税についてから質問いたします。

先日、大阪府の森林環境税の説明会に参加し、森林環境税について詳しく知りました。まずは、大阪府の森林環境税について説明いたします。大阪府において市街地の背後に山間部が迫っているため、一たび災害が発生すれば生命や財産が危険にさらされることとなります。こうした中、新たな森林保全対策を緊急かつ集中的に実施することは急務となっており、平成 28 年度に大阪府森林環境税を創設し、平成 28 年度から令和 2 年度まで、自然災害から府民の皆様の暮らしを守るとともに健全な森林を次世代につなぐ取組を行っています。

令和 2 年度以降はさらなる取組として、豪雨や猛暑への対策を短期間で集中的に実施し、具体的には国から示された新たな知見に基づく森林の土石流、流木対策を実施するとともに、災害並みの猛暑から府民の皆様の健康被害を軽減するための都市緑化を活用した猛暑対策を行っています。そのための財源を確保するために森林環境税を令和 5 年度、そして令和 9 年度まで延長することになりました。この森林環境税は個人府民税均等割額に年額 300 円加算され、個人市町村府民税と合わせて市町村に納めていただき、市町村から府に払い込まれるものです。

続いて、国の森林環境税について説明いたします。森林の有する広域的機能は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養等国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者が境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成 30 年 5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の

枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。森林環境税は令和6年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

また、森林環境譲与税は市町村による森林整備の財源として、令和元年度から市町村と都道府県に対し、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で案分して譲与されています。そして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされています。

また、都道府県においては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てることとされています。

では、まずこのことを踏まえて、本町の森林環境譲与税について、国からの譲与額並びに本町の使途、基金積立においての令和元年から令和4年度の現状を教えてください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

本町の使途といたしましては、令和3年度に都市公園遊具等整備事業として136万2,000円を都市公園の木材遊具の更新に、また令和4年度につきましては出生記念品配布事業といたしまして事業費97万9,000円で積み木を配布し、森林環境譲与税を活用させていただきました。

また、基金の積立でにつきましては、令和4年度末現在で203万8,042円となっております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

森林環境譲与税を活用した取組として、本町は令和3年度に都市公園遊具等整備工事と、令和4年度と5年度においては出生記念品配布事業を行っているとのことですが、その事業に活用することになった経緯と、木材は何産のものを使用しているのか、そして今後の方向性についてお答えください。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

活用することとなった経緯でございますが、木材利用の促進や普及啓発の観点から、地元大阪産の木材で都市公園の老朽化した木材遊具の更新、また出生記念品の積み木につきましては大阪泉州産の木材を利用させていただいております。

今後の方向性につきましては、全町的に広く周知し、様々な事業展開ができるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律では、「市町村は譲与を受けた森林環境譲与税の総額を、1、森林の整備に関する施策、2、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に充てる」と挙げられており、使途、用途については本町でも毎年再考していただき、多くの方に還元されるように考えていただきたいと思います。

具体的には町民向けの木育イベント、地域産木材を利用した手作りDIYワークショップの開催など、木に触れながら森林について学べる体験型のものを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

産業まちづくり部（村田 健次部長）

繰返しの答弁とはなりますが、使用用途につきましては全町的に広く周知し、様々な事業展開ができるように、毎年再考してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

大阪府、そして国の森林環境税が、町民の暮らしの中で最善な活用になるように導いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の項目であります認定こども園の保育士・幼稚園教諭の人材確保とスキルアップを目的とした相互派遣及び人材交流についての維持についてお聞きします。

本町における保育士・幼稚園教諭において、人材不足の状況とその現状においてどのような取組を行い、また、そこを踏まえて今後の取組をどのように考えているのか、教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡こども園におきます対策としましては、事務職員を配置することで保育士の負担の軽減を図ってきたこと、また教育委員会によります正規職員並びに会計年度任用職員を対象に面談を実施し、現状把握や環境改善に努めてきたこと、加えて近隣市並みに会計年度任用職員の賃金単価を上げるなど、様々な取組を実施し、保育士等の確保及び離職防止を図ってきたところでございます。

今後につきましても、現在、効果的な対策についての情報収集に努めながら次年度の施策実施に向け検討しているところでございます。今しばらくお時間を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

保育士の確保はどの市町村においても大変になってきておりますので、情報収集をして施策実施に努めていただきますようお願い申し上げます。

続いて2にまいります。本町は公立の未就学児施設は認定こども園の1園のみです。そのためスキルアップやサービス向上のための取組において、広域での相互派遣や人材交流が必要であると捉えておりますが、本町はどのように考えているのか、教えてください。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡こども園におきます職員のスキルアップのための研修につきましては、大阪府教育センター主催のものを初め各種研修を年間を通じて計画的に受講できるよう機会を設けております。

また、議員お示しの広域での相互派遣や人材交流に関しましては、他の職場の違う環境で学ぶことで新たな気づきを得ることができるなど、今後の保育に資するものは大きいものと考えております。しかしながら、自治体間の保育士の派遣及び受入れにつきましては当該保育士の身分保障の観点から自治体間で協定などを結ぶことが不可欠であると考えております。

この4月から幼保一体化として、東忠岡こども園をスタートした現状でございますので、現時点においては自治体間の人材交流等につきましては導入予定はございません。現在、近隣市町でもこのような広域での相互派遣等の事例はございませんが、今後調査研究していく中で実施可能な環境となれば検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

調査研究をし、実施可能な環境となれば検討していただけるという前向きな答弁を頂きました。広域での相互派遣や人材交流が必要だと考えるようになった事例としては、本町と岸和田市の消防指令業務の共同運用が挙げられます。一緒に現場で仕事する中でスキルアップにつながったという声がありますので、ぜひ迅速な対応をよろしくお願いいたします。

3つ目の項目に移ります。さくらねこ無料不妊手術事業についてお聞きします。令和5年6月から町内において地域猫活動を行うボランティア団体等に対し無料不妊手術チケットを配布し、利用していただく事業が開始されましたが、現在の状況を教えてください。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付事業は、公益財団法人動物基金と共同し、町内において地域猫活動を行うボランティア団体などに対して無料不妊手術チケットを配分し、利用していただく事業です。昨年ご要望があり、今年度4月から開始しました。今回は令和5年11月末日時点での実績についてご報告いたします。

事業開始後、2団体の事業実施団体登録がありました。チケット交付状況としましては団体への交付済みチケットが計78枚、うち手術実施報告済みチケットが46枚となっております。忠岡北2丁目付近、忠岡東2丁目付近を中心に46匹の野良猫が不妊手術を施され、地域において管理される地域猫となっております。また、事業開始から8か月間、特にトラブルや住民からの苦情などがなく活動を実施していただいております。

以上でございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

現在、私もボランティアの方とともにこの活動をしておりますが、想像以上に大変な作業となっております。行政チケットを発行していただく必要があるため、初めにボランティア登録の書類作成をし、提出からスタート、毎月、チケットの申請書、報告書の提出をします。

そして、不妊のための去勢までの流れですが、猫がいる現場に行き聞き取り調査をして、誰も飼っていないのかを確認します。そこで野良猫と判断したら、まずは何日か餌をあげて私たちに慣れてもらいます。餌やりさんがいる場合は協力してもらい、捕獲する前日は餌をあげず、捕獲器の中に餌を入れセットして猫を捕獲しやすい状態にします。猫を捕獲する次の日に手術の予約をします。捕獲したら猫は怖くて威嚇してくるため、布でくるみ、次の朝車に乗せて、去勢を予約している指定病院に連れていき、手術をしてもらいます。手術中に何かが発生すれば実費対応になります。終わったら、雄はその日の夜に、雌は次の日に様子を確認して、異変がなければ元の捕獲した場所にリターンします。全てが終わってから捕獲器と布を洗浄します。

指定病院の数も多くなく、1日の病院の去勢匹数も決まっているため、猫の捕獲ができて予約ができなければ待たなければなりません。また、猫の状態によってはリターンをすると命の危険がある猫もいるため、最終的に保護をするのかどうするのかという課題にぶつかります。仮に人の手で保護する場合には、このチケットは使用できません。

多くのエリアに足を運んで分かることとして、まだまだ発見されていない野良猫の数は計り知れないものです。ボランティア活動をしてくださっている方やこれからしていただける方が、地域のために活動しやすい環境を整えていただきたいと思います。そのために令和4年度第4回定例会一般質問でもお伝えしておりますが、ガバメントクラウドファンディングを実施し、猫の不妊去勢手術補助を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

さくらねこ無料不妊手術チケット交付事業は、野良猫対策の一環として行われる地域猫活動を、民間の動物基金ですけれども、力を活用して支援するものでございます。ボランティア活動については、地域や組織の実情に合った形での活動をお願いいたしております。

猫の不妊去勢手術費補助事業については、現時点では猫に関する苦情の相談は少なく、地域猫活動が開始してまだ日が浅いこともあります。公費を支出することに対しては慎重に検討する必要があるとございます。また、ガバメントクラウドファンディングについては町としての実績がなく、その効果のほどが不明瞭な部分がございます。

しかしながら、ご説明いただいたとおり、ボランティアの方々が地域猫活動の実施に当たり苦慮されていることについては認識しているところでございます。そのため事業の実現可能性について、住民からの猫に関する苦情、相談や今後の地域猫活動の実施状況、町の財政状況などを勘案しながら調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

地域の方とお話する中で、野良猫についての対策を待ち望んでいた方も多く、野良猫が病気になっているために保護してくださっている方もおられました。また、人と猫の共生の情報を知らず、餌やりをすることがいけないこととなっているため、命の大切さを優先できない葛藤があることをお聞きしました。餌やトイレの管理、周辺環境の清掃をすれば餌をあげるという考えがあるということも知らず、肩身の狭い思いをされていた現状も対話の中で知りました。

野良猫対策は地域の課題の1つであり、人間本位ではなく動物と共生していくためにどうすればよいのかを考えていくことが必要だと思っております。地域猫活動についての啓発活動を自治体も積極的に実施していただきたいです。

ほかにも、お家の中で多頭飼育になっている方が町内にもいらっしゃるという情報も入ってきております。ですが、そういう方々は困り事があるものの、近隣住民や自治体に注意されるという恐怖心からヘルプを出せないということもあると思いますので、行政として情報をしっかり伝え、相談しやすい体制づくりが求められていると思います。そのため

にも本町のホームページに、ペットの飼い主の方へ必要な情報をまとめたページを作って載せる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

新城次長。

住民部（新城 正俊次長兼生活環境課長）

現時点ではご要望のように地域猫活動を住民に対して啓発をする予定はございません。しかしながら、ボランティア活動として地域猫活動について、町のホームページや広報紙を通じて紹介していくことは可能だと考えております。

町としては、猫について、飼い猫はできるだけ室内で責任を持って飼いましょう、野良猫に無責任に餌をやらないでという大阪府の猫との共生に関する考え方と同様の考え方の下、住民に対して案内をしております。野良猫がかわいそうだからと、管理や保護ができないにもかかわらず、ただ餌をやる行為は、他者にとってはふん尿被害等により逆に迷惑となる場合もございます。

さくらねこ無料不妊手術チケット交付事業は、こうした考え方を前提とした上で野良猫対策の一環として行われる地域猫活動を民間動物基金の力を活用して支援するものであり、町として野良猫への餌やりや保護を推進するための事業ではないと考えております。これらのことを踏まえ、町として、現時点では野良猫対策の1つの考え方として地域猫活動を紹介していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、犬・猫の多頭飼育については、大阪府への届出が必要である旨を町ホームページで案内しております。そうした情報を含めてペットの飼い主の方に必要な情報について、町のホームページ掲載を軸に周知の方法を検討してまいります。

以上でございます。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

本町のニーズに合った対応をよろしくお願ひいたします。

続いて、4つ目の防災についての項目に入ります。

2023年11月22日の日本経済新聞で「災害時の避難、ペットも一緒、自治体が受入れ準備加速」という記事を見ました。その内容は、首都圏の自治体がペットの防災活動を強めている。首都直下地震や豪雨災害などに備え、ペットと一緒に連れていける避難所やボランティアによる受入れ体制の整備を進める。避難時の混乱を避けるため、飼い主に

はペット用品の備蓄やふだんからのしつけなどの普及啓発に力を入れる、という記事でした。

忠岡町ではどうなっているのか調べたところ、約3年前の定例会で、被災地のペットの同行避難の質問がされており、その答えは、「大規模災害発生時にはまず人命救助、人の生活の確保が大事であります。ペットは家族の一員で、生活の中で重要な部分を占めている現在では、そういう意識が根づきつつあると考えてございます。本町におきましては現在、災害発生時におけるペットとの同行避難について、特段の取組ができておられない現状ではあります。今後、避難のあり方や運営マニュアルの見直しを検討する中で、同行避難について防災担当課を交え、ほかの市町村の事例を参考にしながら研究を進めてまいりたい」とのことでした。

ここから約2年半強経過しておりますが、その後の災害時のペット対応、対策についての進捗状況を教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町の現状においては、指定避難所も限られている中、ペットを適切に飼養できるスペースの確保や施設管理者と同行避難に係る協議が整っていないことから、指定避難所におけるペットとの同行避難はできない状況となっております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

大阪府動物愛護管理センターが発行しております「ペットと一緒に、もしものときに備えましょう」にも書かれていますが、みんなが助かる3つの避難があり、1、同行避難、ペットとともに避難する行動、2、同伴避難、様々な人とペットの避難所生活の形、3、分散避難、避難所以外への避難があります。

そして、環境省作成の「人とペットの災害対策ガイドライン」には「災害時には何よりも人命が優先されるが、近年ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である」と書かれています。つまり、飼い主にとってペットは家族であり、大切な存在となっております。

また、自治体は、災害の発生時に飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や適正な

飼養管理ができるように、平常時から飼い主に対してペットの飼養管理方法を普及啓発する、またペットの保護や救護活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な救護活動が協働できるように地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに、現地動物救護本部等の設置に向けた連携の準備や災害の発生直後に自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法に、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、災害時の動物愛護推進員との協力体制も構築する。災害が発生した際に、自治体は関係機関と連携し、同行避難の推進、避難所での必要な飼養支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいてはペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である、と述べられています。

そこを踏まえて、忠岡町の同行避難の体制づくりをするための現在の課題として何が挙げられ、どうすればできるようになるのか。進んでいない理由を教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害発生時における自治体の対応についてご意見を頂きました。その中で、本町での課題は何かということですが、まずは飼養スペース確保の問題。本町における最大の被害想定では約3,400人が避難するとされております。この状況下では避難所の屋外スペースも、駐車場や炊き出し場所の確保、仮設トイレ等での使用が見込まれるため、飼養スペースの確保が課題の1つと考えております。

それを補うために、知人や親戚宅等へ避難する分散避難の実行や、ボランティアや民間施設などでの災害時のペットの受入れ支援など、避難先の確保が重要であり、住民のご理解、ご協力が必要であると考えております。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

狭い町域なので、場所の確保が困難であることは理解できます。ただ、受入れ数は限られていますが、町内でペットの同行避難の受入れ協力をするという民間施設もありますの

で、協議をされてみてはいかがでしょうか。

また、ペットとの同行避難をするに当たっては、飼い主側にも被災地に向けた取組が必要です。「飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随した果たさなければならない義務を常に意識し、災害に対する十分な備えをするとともに、常に飼養者の責任を果たす心構えも持つことである」とガイドラインに書かれています。

では、同行避難を今後していこうとする中で、町民の皆さんにさせていただく必要のあることがあれば、何か教えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

災害時に向け、飼い主にはふだんから災害時に必要となる備えをしていただくなど、ペットの安全確保を担っていただく。具体的には予防接種や不必要にほえないしつけ、3日分のフードや水の確保、ケージでの飼養などで、これらのペットの扶助については飼い主側の備えが必要であると考えます。

加えて、被災時に同行避難をされた場合、ペットの飼養管理についてはペットの飼い主をお願いすることになりますので、そういった意識を持っていただきたい。一般の避難者の中にはペットを好まない方もあります。被災者が共に避難所で過ごせるためにはペットの適正な飼養管理は重要であり、これらについてどのように周知、啓発が有効なのか、他市の事例も参考にしながら研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

ペットの同行避難については、行政側も飼い主側もそれぞれ取り組む事項がありますが、人もペットも無事に避難ができ、共に災害を乗り越える環境づくりに向け、前向きに進めていただきたいです。よろしくお願いいたします。

では、最後の項目のプラットフォームについてお聞きします。

堺市ではさかいSDGs推進プラットフォームをつくり、登録している会員の方々に、会員の実施するイベントの情報発信や会員同士の交流ができる仕組みがあります。本町でも、忠岡町を盛り上げたいと思っている方々の見える化、いわばプラットフォームづくりを行い、共働、共創による社会の実現を行っていく考えがあるのかどうか、教えてください。

い。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼企画人権課長）

SDGs推進プラットフォームにつきましては、議員仰せのとおり、府内では堺市など、比較的規模の大きな自治体を実施しているもので、ボランティアなどを必要とする団体等が、ボランティアに参加したいという団体等と結びつける仕組みと認識しているところです。

本町では現在のところSDGs推進プラットフォームの導入は考えてはございませんが、近隣で実施していない自治体などは、その規模に応じたボランティアの仕組みを構築しているところであります。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

終わりなので終わらせていただきます。途中になりますが、質問を終わらせていただきます。

議長（北村 孝議員）

以上で、今奈良幸子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。

忠岡町が誘致をする産業廃棄物焼却施設の問題について、とりわけ焼却炉から出る排ガスの環境基準の問題について質問をいたします。

さきの6月議会で、現在の忠岡町クリーンセンターの10倍もの200トンの産廃焼却炉からの排ガスは、ガスの濃度が同じでも焼却量が10倍になれば排ガスの量も10倍に

なり、排出される有害物質の量は現在の10倍に増えるのではないかという私の質問に対し、谷野部長は「焼却能力の大きい施設は排出基準が50分の1に抑えられているから、大気中に放出される物質の量は小規模施設と同等以下に抑えられているから、新施設が稼動して後に現在より環境が変わることはない」とお答えになっておられました。ですので、今日はそのことについてお尋ねをいたします。

「ダイオキシン類の排出基準が50分の1に抑えられるから、1日200トン焼却しても今と環境は変わらない」と言いますが、それは本当でしょうか。まず、現在の忠岡町クリーンセンターは焼却能力が毎時2トン以下のため、排出基準は1立方メートル当たり5ナノグラムTEQであります。後で述べますが、実際に測定されている数値は1立方メートル当たり0.03ナノグラムTEQであります。忠岡町が誘致を進める200トンの産廃焼却施設は毎時4トン以上の施設で、1立方メートル当たり0.1ナノグラムTEQであります。この排出基準同士を比較して、大きな炉は小さな炉の50分の1の基準だと言われているわけであります。

しかし、実際に忠岡町のクリーンセンターから一体どのくらいダイオキシン類が出ているのか。忠岡町のホームページを見てみました。すると、忠岡町が公開している資料によれば、排ガスの燃焼温度が850℃以上あり、排ガスにおけるダイオキシン類の排出が、5年間を見ても、平成31年3月が0.021ナノグラムですね。で、令和2年2月が0.028ナノグラムで、令和3年3月が0.03ナノグラム、令和4年3月が0.031ナノグラムで、令和5年3月が0.061ナノグラムと、ちょっと単位は省略しましたがけれども、小規模炉の環境基準の5ナノグラムTEQ以下をはるかに下回っており、さらには大きな炉の排出基準であります0.1ナノグラムよりも下回り、これは大きな炉の環境基準もしっかりクリアしているのが忠岡町のクリーンセンターのダイオキシン類の測定値であります。

今の10倍の量の200トンを実日焼却する産廃焼却施設になっても、谷野部長は6月議会で「今よりも環境を悪化させない」と答弁されておりましたので、比較をするなら排出基準値で比べるのではなく、現在の忠岡町のクリーンセンターのダイオキシンの排出0.03ナノグラムTEQと比較するべきではないでしょうか。

焼却量が10倍になるとダイオキシンの排出量は、単純に10倍になります。現在の排出、0.03ナノグラムよりも環境を悪化させないのなら、10分の1にしなければいけないと思います、濃度を。ということは0.03ナノグラムじゃなく0.003ナノグラム以下にしないといけないのではないのでしょうか。

環境基準について谷野部長は「現状より悪くしない。そうした基準が環境基準である」と言われましたが、環境基準が0.1ナノグラムですね。この大きな炉ですね、を守るだけでは、今のクリーンセンターは0.03ナノグラムですから、それ以下ですので、0.1では今より悪化するではありませんか。大きな炉の環境基準の0.1ナノグラムを守る

べき基準に考えたら、今より悪化するということではよろしいでしょうか。これ、確認です。
住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野住民部長。

住民部（谷野 栄二部長）

いろいろと数値を述べていただきました。本町のクリーンセンターは、作業を委託する中で、燃焼温度等を適切に管理をして、健全な運営がなされております。その結果、議員がお示しのとおり0.031とかそうした値になっておりまして、規制値の81から166分の1というところで運転を行っているところでございます。

このダイオキシン類対策特別措置法における排出基準ということで、小規模施設と大規模施設、この50倍の規制値が設けられているということは今まで申し上げてまいりました。しかしですね、個々施設のその排出される数値につきましては、その施設ができて、それを運転をする、そうした結果として出てくるものでありまして、現在比較ができるようなものではございません。

それと、本町の施設は適切に運営しているわけですが、他の大規模施設につきましても、一般廃棄物につきましても産業廃棄物につきましても、これは数値が必ず公表されております。そうした数値につきましても我々はずっと確認をしてきたわけではございませんけれども、今議員が0.1、規制値でいくと今のクリーンセンターよりも悪くなるということをおっしゃいましたけど、規制値ぎりぎりでも運営しているところなんか基本的にはないんです。特にダイオキシンは近年、技術がかなり進歩しておりますので、ばいじんも含めまして大概のものは吸着さしていくというところで、今現在運営されている施設につきましてもものすごく低い値になっているというところでございます。

ただ、それを、じゃあ今ここで、今より良いのか悪いのか証明をせよということであれば、その新しい施設ができて測定をしないと答えすることはできませんので、一般的な他の施設を見るとかなり低い値で運営されているというところで答弁を終わらせていただきます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

私は実際に出たものでどうのこうのと、今後ということではなく比較をされたので、50分の1以下に抑えられるから、大きな炉の今度は、だから今よりも悪化することはありませんと、比較の対象に、比較をね、基準値同士を比較をしているので、だから、いや、

基準値同士を比較しても、それ今、部長ね。「いや、それのおりにやっていると、ありませんよ」と言っていたから、じゃあそんな、そのいかないものを比較の対象にすること自体がおかしいんじゃないでしょうか。比較をするとしたら、今そのね、その基準値よりも下回ってやっていますよというんやったら、それ同士を本当は比較しないといけないわけだから、基準値同士を、50分の1やから、大きな炉はだから出しませんよ、大丈夫ですよというのは根拠にならないと思います。

で、今現在、忠岡町は1立方メートル当たり0.03ナノグラムで、大体その前後で来ていると、適切に運営されているということで、だからそれよりも、1日20トンしか焼いていなくて、その量です。それが10倍の200トンになって、200トンになって0.03では駄目でしょう。悪くなりますよね。だから、もっと10倍も焼くんだから、それよりも濃度を10分の1にしないと悪化しないとは言えないですね。出ている量がいっぱい出てきたら悪化するわけですから、だからその10分の1の濃度にしなければ釣り合わないんじゃないかというふうに思いますが、一応0.1ナノグラムを基準に考えると、今0.03ですから、どっちが多いですかということ言われたら、0.1ナノグラムのほうが多いから今より、同じ20トンしか焼かなかったとしてもいっぱい出てるわけですよ。ということですね。

だから、この基準を今より悪化するというのを、普通に考えたらそうですよね。0.1ナノグラムを基準で考えたら。いや、それ以下にしますよということで、それは次の話なんですね。だから50分の1、だから忠岡町があたかもそしたら50分の1やから、忠岡のほうがいっぱい出て、今度の炉はいっぱい出しませんよ、だから200トン焼いても大丈夫ですよというふうにおっしゃっておられるんだけど、でも、実際に比較するのはやっぱり0.03ナノグラムというところと比較をしないといけないんじゃないですかということなんですけれども。基準値だけで比較はできないというふうなことはお認めいただけますね。基準値どおりにやっていると、ありませんので、言っただけだから。根拠にならないですよ、そしたら。それを話を持ってくるというのは、ということですよ。

住民部（谷野 栄二部長）

答弁しますか。

6番（是枝 綾子議員）

はい、答弁、ではちょっと。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

先ほど申し上げましたとおり、新しい施設ができて、その結果が出ないと、ここでその数値が高い低いということは申し上げられません。で、客観的な情報として他の施設を

ですね、同様の施設を見ると、かなり低い値で運営をされてると。こうした今の事実がありませんので、これ以上の答弁はできません。

以上です。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

そしたら、産廃焼却施設になったら200トン焼いても大丈夫ですよという根拠というのが、実際に焼いてみないと分からない。今より悪化しませんという、その答弁はどうなるんですか。「今より悪化しません。だから認めてください」ということで、それで「ああ、認めよう」と思った人もいてはったと思いますけれども、根拠としていたものが、「いや、根拠じゃない」というふうに言われたら、そうですよね。「今より悪化させません」と言って、悪化させないということを今ちゃんときちっと証明しなければ「悪化させません」という根拠が崩れてるわけやから、やっぱりこれはその答弁、ちゃんと守っていただかないといけないと思います。

で、時間がどんどん過ぎるだけなので、次の質問に移りますけど、そのまま。

当然、環境基準よりも町独自で規制基準を設けるというふうにはおっしゃっておられました、答弁の中で。どのぐらい町独自で規制しないとその環境を守れないのかというふうになれば、現在、忠岡町のクリーンセンターでは1日に20トンしか焼いておりません。で、ダイオキシン0.03ナノグラムと。その10倍の量の200トンを産廃焼却炉で焼くんですから、単純に考えて10分の1の濃度にしないといけないのではないかと。掛け算ですよ、これね。単純に掛けたというところでの。

で、0.03ナノグラム、忠岡町のクリーンセンターのダイオキシン類の値が0.03ですから、その10分の1とすれば0.003ナノグラムということになるんです。仮に0.003ナノグラムとすると、これに泉北環境整備施設組合のホームページで、1号炉が令和5年の7月19日に、0.0056ナノグラムということが出てるんですけれども、それよりも低い数字なんです、0.003というのは。なので、一般廃棄物で公の施設のその焼却炉がその数値で、それよりも低い数値のダイオキシン類の数値でないと、その物質の量、物質量がようけ出てしまうということになるんですね。だから、かなり厳しい濃度にしないといけないということになるわけです。そんなことができるのかと。泉北環境施設組合の1号炉よりも厳しい基準を今度の産業廃棄物の焼却炉に求めるのかということになるわけなんです。そんなことができるのかと。

でも、これ、3番目の質問になるんで、もうちょっと言わしていただきますけど、今、忠岡町のクリーンセンターでは硬質プラスチック、硬い硬質プラスチックや化学繊維の衣

類ね。繊維とかそういうものは燃やしていません。和泉市の大栄環境のところに持って行って焼却委託しているんです。だから、そういったものを燃やしてないけれども、今度はそれを産業廃棄物の焼却施設で燃やすのかと。今まで燃やしていないからこの数値なんです。これを燃やしたらまたもっと大きな数値になると思いますけれども、そこに廃プラとか廃タイヤとか、そんな焼却、今の10倍焼却したらやっぱりいっぱいダイオキシンね、出ると思うんです。今よりも環境を悪化させないという部長さんの答弁ね。これね、重たいですよ。「今よりも悪化させることはありません。環境基準を守ったら今よりも悪化しません」と言うけど、環境基準だけ守ってたら、既に今忠岡町、環境基準、その大きな炉の焼却炉以下なんですから、だから環境基準を守るだけでは自動的に超えちゃうんです。大きいんですよ。

ということで、だから環境基準を守るだけでは0.1ナノグラムTEQ、立方メートル当たりの。0.1という環境基準さえ守れば、今より悪化しません」とは言えないんじゃないでしょうか。これ、ちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

そもそも今は適切に運営しているので、今悪化してないと。適切に運営していて環境基準以内で運転している。今は悪化しておりません。

6番（是枝 綾子議員）

いや、今の話じゃ。これから悪化するという。

住民部（谷野 栄二部長）

環境基準につきましては、前回、前々回のこの本会議で答弁させていただきましたけれども、この環境省の環境基準についての説明によりますと、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、終局的に大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準になります。基本的に我々はこの数値を守って施設を計画していくということでございます。

で、事業者側から提案がございました。一定の目標値を定めて運転をしていくというところの提案もございました。それにつきましては、今後専門家も交えてその事業者側と協議を進めていって、どのような環境基準にしていくのか、そういうところは協議をしていくというところでございますので、特段問題はないように考えております。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

私の最初の質問の環境基準、基準値だけ同士を比較するのは現実的ではないんじゃないかというところのお答えがなかったわけですが、もう時間がもう半分以上済んだので、最初の1問目でということで、本当に部長、今よりも悪化しない、させない、「環境基準を守れば悪化しません」って言ったのは覚えていらっしゃるんですよね。会議録を私、見ました。書いてます、6月議会で。それと全然違う答弁に今なってるんじゃないでしょうか。「環境基準を守れば今よりも悪化することはありません」って言い切ってはるんでね。じゃあ、それを今聞いているわけで。だったら、その環境基準、違うんですよみたいな、根拠となるものがもうなくなっちゃったわけなんで、その6月の答弁というのは、もうないことになってしまうということ、否定するという事なんじゃないでしょうか。

だから、それを聞いて信じて賛成にした議員もいたわけですよ。環境基準を守ればもう安全やと。いや、安全じゃないとは、「安全とは言ってません」って3月議会で言いましたけど、安全と思っている議員もいてはりますね。今日の質問を聞いたけど。

そういう何か、そういう部長さんの言葉を、答弁を信用して判断をするわけだけど、答弁が変わってます、6月議会と。「環境基準を守れば今よりも悪化することはありません。基準が50分の1ですから」と。だけど、いや、50分の1やけど、その忠岡の焼却炉はちゃんと適正に運営してるし、ダイオキシンの原因となるものはあまり燃やしていませんので、だからそれはちゃんとね。そういう数値が低く出ている。それよりも悪くしたら駄目なんですよ。「悪くしません」って、「悪化させません」って言ってるんだから。それは、ぜひその答弁をしっかりと、重いですから守っていただきたいと思います。

ということで、これについてきちっと、最初の答弁もあまりちゃんと頂いてないので、これはちょっとね、「環境基準を守れば今よりも悪化しません」というふうにおっしゃられたけど、環境基準よりも忠岡町の焼却炉は20トンやのに0.03で0.1ナノグラムよりも少ない。その10倍燃やすからもっと出るわけですよ。だけど、守っていればというんじゃないくて、守ってても守れないんですよ。ということはお認めになられますでしょうかということで、基準の話です。

住民部（谷野 栄二部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって次の質問に移ってください。答弁は簡潔に。

住民部（谷野 栄二部長）

繰返しの答弁になりますけども、今現在も環境基準を守っておりまして、新しい施設になっても環境基準は守って運営をしていくということでございます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

全然答えてないです。環境基準を守ったら大丈夫やと言うけども、守ったら、今現状より悪化させないというところの説明になってないです、全然。

ということで、もう時間どんどん過ぎるので、この環境基準の2つ目のところについて質問いたします。

産廃焼却施設の2つ目の質問は、忠岡町の議会や住民への説明では、100トン以上の大きな炉になると大気汚染物質の環境基準が、その排出基準が今より50分の1に抑制されるということをおっしゃっておられたんですけども、これ、ダイオキシンについてはそうだと思いますけれども、そのほかの物質、6物質ありますけれども、それも全部50分の1なのか、本当にそうなのかということについてお答えを頂きたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

50倍というのはダイオキシンの特別措置法による規制値でございます。それ以外は大気汚染防止法によって数値が決められていますけれども、それは50倍ではございません。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

分かりました。ダイオキシン特措法に基づくダイオキシン類だけだということで、ほかの大気汚染物質の環境基準は50分の1ではないということが分かりました。

確かにダイオキシン類は、忠岡のような小さな炉では基準は5ナノグラムですけども、大きな炉では0.1、そういうふうになされてるけれど、ほかの物質ですね。6つありまして、二酸化窒素（NO₂）ですね。浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）、二酸化硫黄（SO₂）、一酸化炭素（CO）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）ですね。この6つが環境基準あると思うんですけども、200トンの焼却をされることになれば、別に規制値は小さくても大きくても一緒ということで、今の10倍の物質になるわけですね。環境が悪化するおそれがあるということですが、同等かそれ以下になりますというふうに説明されてるんですけども、環境が今よりも悪化しませんかということをお聞きしたいと思います。

住民部（谷野 栄二部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

住民部（谷野 栄二部長）

環境につきましては、新しい施設ができないと測定値というのは出ませんので、これ、比較することはできませんけども、このSPCの代表企業は、本町に計画しているものと同様の施設を今、兵庫県三木市のほうで建設をしております。現在、試験運転ということでデータはないんですけども、数年たてばどのような数値が出ているのかというところは、比較といいますか、参考には知ることができると思います。また、そうした情報が得られましたら特別委員会等で情報提供させていただいて、また報告をさせていただきたいというふうに思います。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

議会や住民は、同等かそれ以下になるというふうな説明があったので、焼却炉が増えても今より環境が悪化しませんというふうに受け止めて、そう思っている人もたくさんいらっしゃると思います。私がここで一般質問で、これは聞かんとあかんわと思ったので、ダイオキシン1個だけの50分の1を全部の6つの、残りの6つの環境基準にまで50分の1があるのかなと思込んだ人も多いと思うんです。だから、そうではないということが分かりました。

そういう、やっぱり説明というのは正確にしないといけないし、受け止める側が勝手に思い込んだら、それで仕方ないですじゃなく、きちっと分かる、正確に分かるようにまで説明をしなければ説明したというふうにはならないんじゃないかというふうに思います。ということで、先ほどからずっと、今日も先ほど我が党議員も住民に説明不足やということで、やっぱり説明、私が議会でもこんな環境基準のこととかそんなものを議論しないといけないということですから、住民の中では全くこういうことは分からないというふうなレベルの方もたくさんいらっしゃると思います。だからまだまだきちっとね、これはどういうものになるのかということで、環境は本当に大丈夫なのかと。いや、大丈夫やと言うけども、今、燃やしてやってみないと分からないなというふうにね、そういう答弁に変わってきてるから、これは大変なことですよ。その部長の言葉を信じて賛成をした議員というのはどうなるのかというふうにもなりますよ、本当に。ということで、ちゃんと説明がまだまだ足りない、不足している、理解が十分議会でもされていないというふうに私は思います。

なので、住民に対しての説明は、説明したいことがあるときだけ開くのではなく、今からでもきちっと地域へ入って説明をきちっとする、話し合いをするということを求めたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。

国民健康保険料について、大阪府は全国でもトップクラスに高い保険料であるということなんですが、11月に令和6年度の国保の市町村標準保険料率の仮算定が公表されました。それを見たらもう本当に大変、前年度と比較して、去年も上がりましたが、今度も1人当たり5,744円、3.54%の値上げになります。これはどの程度の値上げかということが、モデル世帯ですね、いつも言う。所得が200万円の40歳代夫婦と子ども2人の4人世帯で、この仮算定に基づくと、保険課で計算してもらいましたが、46万3,983円、所得が200万円なのに46万円も国民健康保険料を払う。これは2割、超えています、もう本当に。2割以上の保険料を払わないといけない、重い負担でありますということで、これ、去年よりも2万3,747円、2万円以上も上がっていると、上がるということでありまして。本当にこれはもう耐え難い、払い難いというか、もう払えない保険料になってきております。

ということで、だけど、国保会計は黒字であります。高い保険料を設定しているので余るんです、お金が。そして、国保基金には約7,000万円が積み立てられているのに保険料の引下げには使えない。大阪府が都道府県のね、大阪府が国保運営方針で「基金を積み立てたものは保険料の引下げに使ってはいけない」というふうに書いてあるんですよ。意地悪な、本当にね。これは余ったお金をやっぱり活用して、保険料を引き下げるとというのが今までの、都道府県化される以前の話やったんですけど、「都道府県化されたら基盤が安定します」と言いながら、基盤は安定したかもしれないけど、保険料をいっぱい取ってるから、値上げしてるから、お金余って、それは引下げに使わない。毎年高くなるという、こんなひどい運営になっています。

ということで、忠岡町は大阪府の統一保険料を最初から採用してますけれども、やっぱりその引下げね。高いと思われるんだったら引き下げる努力を忠岡町自身でやっぱりやっていただかないといけない。大阪府に対してきちっと意見を言う。こんな払い難い高い保険料は引き下げるべきやということで、本当に忠岡町民の声を伝える役割が忠岡町の保険課ですね。健康保険課のほうにはあるわけなんで、そのことをきちっと言っていたらどうか。努力されているか。

そして、基金を使えないって、いつも言ってますけど、そしたら一般会計から繰入れして引下げをするという努力はされていないんでしょうか。されるおつもりはないんでしょうか。だから、大阪府に対しての町民の声ね、加入者の声をきっちりちゃんと伝える役割を果たしているかどうか。そして、一般会計から繰入れでもして引き下げるといって、そういう努力はあるのか。そのことを担当部長よりお答えいただきたいと思います。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

泉元健康福祉部長。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

本町の国民健康保険事業財政調整基金は、事業費納付金の不足額への充当や保険者が行う保健事業、その他緊急やむを得ない財政需要に充てるものと条例で定められており、今後の安定した国保運営のためには一定の残高も必要であるとともに、大阪府国民健康保険運営方針により保険料の引下げを目的とした繰出しは認めないものとなっております。

また、大阪府の令和6年度の市町村標準保険料率の仮算定については、保険料抑制の工夫として、都道府県の保険者努力支援交付金の活用や財政調整事業等により財源を確保することが予定されていますが、現状としましてはそれを上回る保険給付費の増や後期高齢者支援金の増等を見込んでの試算となっております。

1月の本算定時には、仮算定では見送られていた各係数等が変更される可能性がありますので、可能な限り保険料の抑制を大阪府に対して求めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

質問時間が来ておりますので、以上で是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

これをもって一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の会議は明日、12月6日午前10時から開きます。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

（「午後4時42分」散会）